

## 平成30年第8回ニセコ町議会定例会 第2号

平成30年12月19日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 請願第 2号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案  
(産業建設常任委員会報告)
- 5 議案第 8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 9号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第11号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算
- 9 議案第12号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 10 議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
- 11 発議第 1号 ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める意見書案
- 12 発議第 2号 ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める要望書案
- 13 発議第 3号 国保の抜本的改革を求める意見書案
- 14 議員派遣の件
- 15 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 16 意見案第5号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書
- 17 閉会中の継続審査の申し出について  
(総務常任委員会)

### ○出席議員（10名）

- |         |          |
|---------|----------|
| 1番 木下裕三 | 2番 浜本和彦  |
| 3番 青羽雄士 | 4番 斉藤うめ子 |
| 5番 竹内正貴 | 6番 三谷典久  |
| 7番 篠原正男 | 8番 新井正治  |
| 9番 猪狩一郎 | 10番 高橋守  |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副	町	林		知	己
会	計	千	葉	敬	貴
総	務	阿	部	信	幸
総	務	黒	瀧	敏	雄
企	画	山	本	契	太
税	務	芳	賀	善	範
町	民	横	山	俊	幸
保	健	折	内	光	洋
農	政	福	村	一	広
農	業				
委	員	藤	田	明	彦
会	事	前	原	功	治
務	務	高	瀬	達	矢
局	長	石	山	康	行
		桜	井	幸	則
		馬	渕		淳
		小	松	弘	幸
		菊	地		博
		加	藤	紀	孝
		佐	藤	寛	樹
		高	田	生	二
		酒	井	葉	子
		荒	木	隆	志

○出席事務局職員

事	務	局	長	佐	竹	祐	子
書			記	中	野	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番、斉藤うめ子君、5番、竹内正貴君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（高橋 守君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、馬淵淳君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。  
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（高橋 守君） 日程第3、一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、発言を許します。  
竹内正貴君。  
○5番（竹内正貴君） それでは、12月6日、通告に基づきまして、原子力防災訓練について質問いたします。  
今年も10月22日に原子力防災訓練が行われましたが、訓練の検証結果はどのようなものであったか。また、冬場の訓練に関してはどのように考えているか、町長の所見を伺います。  
○議長（高橋 守君） 町長。  
○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、よろしくお願いを申し上げます。  
それでは、ただいまの竹内議員のご質問にお答えいたします。1点目のことし10月22日に実施した原子力防災訓練の検証結果につきましては、平成30年度ニセコ町原子力防災訓練実施要綱に基づき、大雨、暴風及び原子力災害における複合防災訓練として実施させていただきました。初めに、

ニセコ町災害対策本部を設置し、中央地区の住民避難訓練として綺羅乃湯における炊き出し訓練やバス移動による札幌市白石区体育館への避難訓練を行いました。また、ホテル事業者のご協力のもと、外国人観光客の避難訓練や教育施設、福祉施設などもあわせた訓練を実施したところでございます。この結果、国、北海道、関係機関の連携による実施により、防災業務関係者、役場、消防等ではありますが、の災害時の連絡体系の確認、防災技術の向上や地域住民の皆さんの防災意識の向上など、防災対策に関する理解促進を図ることができたものと考えております。

2点目の冬場の訓練につきましては、昨年度は北海道が主となり、2月5日に災害時の意思決定訓練を、2月8日には実動訓練をそれぞれ実施しております。この訓練の中で、ニセコ町は国、北海道、関係町村等における通信訓練や学校施設、福祉施設等における屋内退避訓練などを実施したところでございます。冬期間の訓練につきましては、天候などの状況に大きく左右されることから、現段階では町独自の冬期間での屋外での訓練を考えておりませんが、年が明けた1月26日に町民センターにおいて、専門家を招き、基調講演やD oはぐ、これは防災ゲームというものでありますが、これらの冬期間を想定した図上による災害訓練を開催する予定であります。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今町長のほうから、今般の防災訓練、それから1月には冬期間としての、机上にはなるけれども、防災訓練を行うということでお話をお伺いしました。今般の10月の防災訓練の中において、バス会社からバスを提供していただいて白石まで移動したと。今回は訓練ということでバスの台数も少なくても済んでいるような状況にありますが、いざ鎌倉というときには5,000人以上の町民が移動するという形も考えられます。その段階においてのバス会社との協定はどうなっているのか。また、同時に、冬期間でありますと緊急の場合、除雪業者においてもやはりこの辺を協定を結んでいないと、その場ではなかなか対応し切れない場合があるのではないかとということが考えられます。その辺がどうなのか。また、その場合においても、業者とはまた別に、その業者の中での運転手がかかなり不安を持って対応することが考えられます。その中において、安全性、防護服の提供とか、それから安心して運転業務が実行できるというか、除雪業務が実行できるような方策に町としては対応する必要があるのではないかとこのことを考えます。

それから、もう一つとして、当然避難となる段階においては自家用車で自主避難をするという人もあろうかと思えます。その段階において避難経路の確認、またその時期においては当然冬期間でありますと北西の風があると思えます。その場合の風向きによっては逃げる方向が変わる場合もあろうかと思えます。春夏秋冬における風向きなんかの情報も町民に提供してはどうかという気がするのですが、その辺もいかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 今の竹内議員の質問にお答えしたいと思います。

バス会社との協定等については、町が独自に交わしているわけではありませんで、北海道とバス協会が交わしておりまして、一般社団法人北海道バス協会という協会がありまして、そちらと住民避難用バス運行要領というのがあります。そちらのほうで一応協定を交わしているというのが今現

状になっております。まずこれが1点です。

あと、バス事業者の安全対策については、技術的には被曝線量というのがありまして、1ミリシーベルト、その範囲内でバスの運行をするという取り決めということになっております。1ミリシーベルトを超えた場合には、自衛隊等、また特別な形で対応するということが今取り決めとしてはなっております。

あと、風向きによりますバスの避難する方向、あとは自家用車の避難の関係につきましても、今までSPEEDIという形で風向きで放射能の測定をしていたという形なのですが、このたびそれを使わないで、モニタリングポストというのがありまして、現在町では7カ所モニタリングポストを設置しておりまして、そこを具体的に数値を確認して、安全な避難経路ということで避難してもらうという形になります。これも北海道のオフサイトセンターのほうからいろいろ状況を確認しながら、避難経路については確認したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今いろいろそういう面での説明をいただきました。基本的には北海道とバス協会との協定だよというお話でした。その中において、例えば先般道新の社説にあったように、運転手の不安、先ほど申したのですけれども、運転手の不安とか、それにプラスして除雪業者の運転手の不安もかなりあるだろうという。みんななるべくならそういうところには近寄りたくないのが人情だと思います。その辺を含めて、例えばモニタリングポストを使っての周知をする段階においても周知のもうちょっと徹底した方法が必要ではないかと思うのですが、その辺は再度お伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの質問の大規模な泊原発等を想定したものにつきましては、北海道が責任持って広域化も含めて対応するということになっております。その中で、バスによって避難ということが一時的にあります、それができない場合は自衛隊という流れとなってきておりますが、実際上南相馬市の担当の方に来ていただいてニセコ町民センターで講演いただきましたけれども、例えば放射能が拡散しているような状態では少なくとも物流自体のトラックの運転者さん初め、バスの運転手さんがそこに近づいてこない。結果的に職員がそのエリアの外まで物資をとりに行き行って輸送するということが実態としてありますし、早い段階でそういった事態になる前にさまざまな対応が必要ではないかというふうに思います。それは、我々は小さな災害についてはこれから個別にニセコ町独自の協定も各関係機関ともしていきたいというふうに思っておりますが、大規模なものにあっては北海道としての責任ある対応ということが一番であるというふうに思いますので、そのことを北海道に訴えていきたいと思っております。

また、私ども首長が入っている北海道の原子力の会議、連絡会ありますが、これの中ではSPEEDIというものをやめるというのをおかしくないかというような、私ちゃんと発言をさせていただいています。モニタリングポストは結果的に数値をはかる、いってみれば放射能がある一定程度の量になって初めてわかるということで、いわゆる事後の対策です。ところが、日本は大きなお金

をかけてSPEEDIというものを、予測システムを開発したにもかかわらず、それを一切使わないというのはおかしくないかというの一貫して言い続けておりますので、今後そのこともしっかりまた情報発信していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、猪狩一郎君。

○9番（猪狩一郎君） 通告に従いまして、水資源について質問いたします。

本年10月、水資源保全全国自治体連絡会によるシンポジウムがニセコ町で開催されました。昨今国内外でも注目されている重要な案件の一つでもあります。本町でも他町村に先駆けて平成23年に水道水源保護条例と地下水保全条例を制定して久しいが、今後行政として水環境に関する施策等を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの猪狩議員のご質問にお答えいたします。

まず、条例施行後の現状をお知らせしたいと思います。本町の水道水源保護条例、地下水保全条例は、平成23年4月27日に施行され、8年目を迎えております。本町の条例では、実効性を担保するため、罰金及び懲役による厳しい罰則も規定し、国や各自自治体に先駆けた条例制定で町議会の皆様のご理解をいただいて制定したものでございます。今日ニセコ、羊蹄エリアにおいて各種の開発が進む状況の中にあっては、命をつなぐ貴重な水を守る事前の備えができたものと感じております。また、ニセコ町の水道水源保護条例に基づき、現在568筆、約208ヘクタールを水道水源保護地域として指定し、環境が悪化することがないよう規制を行っており、水道水源保護条例制定後においてこれらに関する協議、審議案件はこの間提出されておられません。

次に、地下水保全条例の状況につきましては、まず条例施行前から基準以上のポンプ排出口、その大きさ8平方メートル以上を設置している7事業者及び新幹線工事に伴う一時的なくみ上げを行う1事業者、合わせて8事業者については許可をし、毎月地下水くみ上げ量の報告を受けております。また、地下水くみ上げポンプの吐き出し口、量としては吐出量という言い方をするようですが、この吐き出し口の基準を超え、かつ許可、不許可の審議を要する井戸の許可申請は今年度条例施行後初めて2件提出され、現在審議中となっております。この案件につきましては、住民説明会を11月28日に実施、水資源保全審議会はこの12月26日に開催予定となっております。

ご質問の今後の水に関する施策についてでございますが、水道水源、地下水保全条例を本町としてはしっかり運用していくことと同時に、全国水資源保全連絡会などを通じて国にも自治体が水資源保全の独自条例を制定しやすくなる基本法を制定するよう求めてまいりたいというように考えております。いずれにいたしましても、良好な水環境を守り、引き継ぐために、今後も水資源の保全に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

（何事か声あり）

大変失礼しました。先ほど答弁の中で最初に地下水保全条例の状況につきましては、まず条例施行前から基準以上のポンプ吐き出し口です。ポンプの吐き出し口、8平方センチメートルでございますので、先ほど8平方メートルと言ったようでありますが、大変失礼しました。8平方センチメートル以上ということですので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩一郎君。

○9番（猪狩一郎君） ニセコ町では大変先駆的になされているということの評価をしています。水というのは、地下水を含めて川となって最終的に流れるのですけれども、これは総合的な推進体制が必要ではなかろうかなと思っております。例えば庁舎内では各課の横断的な連携ですとか、あと町内においては町民ですとか行政、それからパイプ役になる議会が三位一体になって進めなくてはいけないし、また町外においては特に河川は各町村の流域を通りまして、最終的には海に流れるわけでございます。そして、世界につながっていくこととなります。それで、今連絡協議会の入会団体見ますと、北海道では179市町村ある中で15町村しか加入されていないという、8%弱ぐらいですか、それと都道府県で見ますと47都道府県ある中で37都道府県しか入っていないくて、10の府県がまだ未加入ということでございます。町長も連絡協議会の副会長ということをお聞きしておりますので、その辺はリーダーシップを発揮して何とか未加入の町村を加入させていただければなと思っております。

また、森林は自然のダムと言われておりまして、森林の管理が水環境に大きな影響を及ぼすことは、これは皆さんご承知のとおりでなかろうかと思えます。流域全体の土地利用を考えることが大変重要なことでないかと思えますが、我々の小さいころから見ると確実に水量は減っていると思えます。極端に言えば半分くらいになったのでなかろうかと思えます。その対策はどのように考えているのか。

あと、問題なのは、この間のシンポジウムでありましたように、所有者不明の土地が2017年現在で森林で25.7%もあるという、国全体です。面積で410万ヘクタール、鹿児島面積以上に多いというのは、これは大変な問題でなかろうかなと思っておりますし、ニセコ町はそれがどのくらいあるのか。それと、あと外国人の所有地はどのくらいあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） まず、何点かご質問いただきまして、情報共有の必要性はそのとおりだというふうに思いますので、いろんな面で開発行為も含めてできるだけ皆さんが理解しながら進んでいくという形は引き続き進めていきたいというふうに考えております。

それから、連絡会も含めて国に対する物の考え方ですが、現在水循環基本法という法律を国がつくっていただいております。ニセコ町がつくった後に、北海道が1年後に北海道水資源保全条例をつくっていただきまして、そういった各県が追随したこともあって国が水循環基本法をつくっていただきましたが、基本法自体は各自治体が今規制も含めてつくっている条例を後押しするような法の制度設計にはなっておりません。今後引き続き我々各自治体がそれぞれ固有の条例をつくる、その頭となる法律というのが今現在国にはありません。したがって、各自治体が水資源をより良好に次世代に引き継ぐためには、一定程度の規制をしていいのだという国の基本法が必要ではないかというふうに思っておりますので、今後引き続き国土交通省を初め、環境省等に要請活動は行っていきたいというふうに思っております。

それから、不明土地の関係をご質問いただきました。現在住所地が海外である土地所有ということで、これ1月1日現在の取りまとめであります。ニセコ町の町域面積の0.721%がいわゆる外国

人所有の割合ということでありまして、これは各地域のこの辺のリゾート地との比較では少ないほうかなというふうに思っております。これは、一つの理由としては、ニセコ町は環境や景観の規制が厳しいということで、土地売買の投機場となることが相当抑制されている。土地を買っても簡単に開発できないというようなことも喧伝されておりますので、そのことが抑止力になっているのではないかというふうに思っております。

それと、もう一点、不明土地の関係であります。今般国が不明土地について5年ないしは10年の利用設定を行うということで法律等を今増田寛也先生などの先生方のご意見を踏まえて動いております。私たちは、不明土地に関しては当該自治体がそれはまちづくりに必要だと、しかも正式な公示送達とかいろんな手続あるのですが、これらの法的措置を全部終わった後に一定程度の告示をして、その後自治体が望むものは自治体に所有権を移してくれということ、今これらのチーフが国の審議会の中では早稲田大学の山野目先生という方が座長を務めておりますので、山野目先生にもその旨伝えておりますし、全国町村会が反対をしているという話も聞きましたので、先般上京した折に全国町村会に寄って、そういう事実があるかどうかというのを確認させていただきました。全国町村会としては、全てのこういった土地を自治体が責任持てということとはとてもできません。それは当然そうだと思うのです。しかし、当該自治体が希望する場合は自治体に所有権を移せということについては、全面賛成であるということの全国町村会の見解もこの間伺いましたし、前会長にもお会いをして、その旨をお伝えし、全国町村会としても自治体が望む場合は所有権の移転ということについてどんどん情報発信したいというような趣旨のことも伺っておりますので、今後はこれらの不明土地については町所有、町が必要だというものについては町所有に移転するよう法改正を促していきたいというふうに思っております。

また、現在手元に、これの分析全部した表があるのですが、ちょっと持ってきておりませんので、後でよろしければ、後で全部お見せしたり公開するように、あるいはホームページにも出すように努力してまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 説明いただいてありがとうございます。

それで、今皆さんで取り組んでいるこれはやっぱり喫緊の課題でなかろうかと思うし、水については、これこそが今言われておりますSDGsに当てはまるのではないかと。持続可能なあれで、全国的に取り組んでいただくことが最大の解決方法でなかろうかと思っております。また、昨今新聞で騒がれています。最終的には海のごみ問題もありますから、その辺を含めて検討していただきたいと思います。

○議長（高橋 守君） 次に、篠原正男君。

○7番（篠原正男君） さきの通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目は、新入学児童生徒への就学援助費の支給についてであります。新入学児童生徒への就学援助費、特に入学費補助の前払いに関しまして、これまで平成29年度と平成30年度の予算特別委員会において質疑があったところでございますが、実現には至っておりません。子育て支援、そして教育の機会均等の観点から、町長の所見をまずお伺いします。

また、予算特別委員会の答弁で可能性の検討や保護者ニーズの把握と検討とあったことに対し、どのような経過を踏まえ、現在どのような検討がなされてきたのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの篠原議員のご質問に対しまして、まず私のほうから初めにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、就学援助制度における入学準備のための学用品費の入学前支給につきましては、教育委員会におきまして検討課題として対応してまいりました。この検討過程において、近年の転入を含めた児童生徒数の増加に伴い、就学援助費の申請件数がふえていることやひとり親家庭のほか、経済状況が不安定な家庭がふえてきていることなどから、就学援助費そのものに対する保護者のニーズが増してきていると実際の申請手続の中で把握しているところでございます。これまで教育委員会では現行制度の適切な運用に努めてきたところではありますが、本町の児童生徒数が増加する中、就学援助制度を取り巻く環境も近年に入り変化してきたものと捉えております。こうしたことから、就学援助費の認定審議を行う教育委員会議の場におきまして就学援助制度の運用の見直しについて現状を踏まえた協議検討を行ってまいりました。この結果、ことし7月に開催した会議におきまして、就学援助費の支給認定における経済力判定の目安である認定倍率の引き上げ、つまり基準の緩和をまず行うということにしました。このための具体的な準備、検討に現在着手したところでございます。この認定基準の緩和を行った後、もう一つの検討課題であります入学前支給についても実施する方向で準備、検討に当たっていきたいと考えているところでございます。

なお、これら一連の就学援助制度の運用見直しにおきましては、本町における事務手続内容や手続工程の見直し、支給認定に係る審査方法の再検討などが必要になってまいります。支給に関連した予算措置のあり方も含め、内部的な課題の解決を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。

議員のご意見のように、準要保護、要保護世帯に対する入学費補助の前払いは、制度の趣旨からも必要なことと考えております。教育委員会においては、認定倍率の見直しを含めて改善を進めているということでございますので、町としても教育委員会の決定を受け、予算等も含めて迅速に対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） まず、町長にお伺いいたしますけれども、今のお答えの中で必要なこととして考えているという答弁がございましたけれども、教育委員会と町長が就学援助費を鑑みて同じ土俵にのって、同じ共通課題として取り組んでおられるのかどうか。それは教育委員会の考え方から、教育委員会の考え方、教育委員会の考え方を予算的に後押ししますということではなくて、お互いに必要な行政課題であるという認識はお持ちかどうか、この点をまずお伺いいたします。

それから、先ほど教育長のほうから答弁ありましたけれども、この2年間にわたって認定倍率の

見直しに着手したということですが、もう少しスピード感を持った対応というのはできないのかどうか。たしか国の要保護補助制度の要綱の中には、前払い制度はできますというのは平成27年の通知の中であったのではないかなと記憶しています。毎年度この要綱が出るたびにその点も付記されております。特に準要保護に関しましては、交付税で一括してニセコ町に入ってきているわけで、これまでの補助金の枠の中での取り扱いから、要保護のみ補助金として、準要保護に関しては地方交付税の中に算定されていると。逆に言うと自由度が増すのでないか。自由度が増す中であって、もう少しスピードアップした考え方、捉え方ができないものか、その点を再度お願いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 教育委員会の連携につきましてご質問がありました。当然教育委員会独立の大原則がありますので、その範囲の中で総合教育会議で大きな点については私の意見を教育委員会にお伝えさせていただくとともに、今回の認定倍率等につきましても民生委員さんのいろんな議論の経過なども見させていただく中で、認定倍率の引き上げ等も含めてご検討いただけませんかということと、今回ご質問あったことについては私の意向として教育委員会には伝えさせていただいております。本当は一緒になったテーブルの中でやればいいのかもかもしれませんが、今の制度の中ではもう少し時間がかかるのかなというふうには思いますが、随時町長としての要望につきましては教育長にお伝えをさせていただいている状況でありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいま篠原議員のご指摘の中でスピード感を持った対応ということでご質問がございました。確かに国のほうの動きに対してちょっと時間がかかっているということはそのとおりでございますが、昨年の予算特別委員会、ことしにおいても同僚議員のほうからも提案がございました。それを踏まえながら、実際の申請内容を考えた上で就学援助制度そのものの見直しと入学前資金について今後スケジュール感、スピード感を持って対応してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 私が今取り上げておりますのは、あくまでも新入学児童生徒に対してのものでございます。なぜそれを言うかということ、もうご承知のことかと思えますけれども、新入学時においては通常の学校に通う以外に準備をしなくてはいけないさまざまなものがあります。それににかかわるお金が一時としてかかるわけでございまして、入学を過ぎてからの補助ではなくて、事前にかかるときの経費の負担軽減を早くお願いをしたいということを申し上げているわけでございます。そこで、小学校、中学校入学時に一般標準としてかかるお金、入学用にかかるお金としてどのくらいかかるかというのを把握しておられれば、それをお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 加藤課長。

○学校教育課長（加藤紀孝君） 新入学時にどれだけ学用品費がかかるかという一般的な調査については、本町でも行っていませんので、具体的な金額等は把握しておりませんが、就学援助

制度の中において支給の場合の学用品費としての支給額、基準額については申し上げることができませんので、それについてお答えしたいと思います。

現在の基準でいきますと、小学校については新入学児童学用品費、1学年の入学用品費としまして平成29年度、昨年度から基準額が大幅に増額の改定されておまして、これでいきますと約4万600円というふうになっております。また、中学校については、同じく新入学生徒学用品費として基準額として昨年度から4万7,400円という数字で基準額として支給基準になっております。こういったところあたりで、まず最低限必要な就学援助費の支給基準の中ではこういった金額として押さえております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 1問超えていますけれども、よろしいですか。

○議長（高橋 守君） はい。

○7番（篠原正男君） 教育委員会の事務方におかれましては、それぞれ小学校、中学校の入学前の説明会というのが恐らく2月前後にあろうかと思えます。その際に、それぞれの学校でかかる経費については学校から保護者に対して明示されているというふうに私は伺っております。そういう資料を捉えて、保護者の実態をしっかりと把握をしていただきたいというふうに申し上げます。

2点目に入らせていただきます。2点目では監査委員制度の充実強化についてであります。地方自治法が改正され、監査委員制度の充実強化に向けた取り組みが求められております。現在充実強化に向けどのような取り組みをされているか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

監査機能の充実強化を目的の一つとして、地方自治法の一部改正が平成29年に行われております。具体的な監査委員の充実強化として、監査基準を各地方公共団体の監査委員が定め、公表することのほか、勧告制度の創設、監査専門委員の創設、合議不調の際の各監査委員の意見の公表とともに、議会選出の監査委員の選任義務づけの緩和がなされました。このうち、議会議員選出の監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条ただし書きにおいて、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるとの規定が盛り込まれたところでございます。地方自治法における議会議員選出の監査委員の選任目的は、実効性のある監査を行うために必要という考え方で導入されたものでございますが、一方で監査委員はより独立性や専門性を発揮し、監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくべきだという考え方もあったところでございます。

こうしたことから、各自治体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ねることも選択肢として追加されたものでございます。現在本町では、地方自治法第196条本文の規定から、識見を有する方と議会議員の中からそれぞれ1名の監査委員を選任し、お願いしてきたところでございます。今後議会議員から選出の監査委員のあり方につきましては、ニセコ町議会の皆さんの意向を踏まえて検討していきたいと考えております。また、現在市町村では任意の設置となっております監査委員事務局の設置も検討し、監査基準を明確化して公表するとともに、監査委員の研修の

機会の確保を引き続き行い、監査機能の充実強化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 議会選出の監査委員に関しましては、議会の動向を待つてという答弁だったのですが、これに関しまして町長の考え方はほかにはないということですか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 議会につきましては、選挙で選ばれた住民の代表としてご活動いただいておりますので、議会のご意向に沿って町として動いていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 議会選出の監査委員の設置に係る条例の提案権につきましては、議会にもあるし、また首長にもあるというようなことだと思います。その際に、首長としてその行使はしないということでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 議会のほうで現在ご審議いただいているというふうに聞いておりますので、その議会の結果に沿って対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 次に、新井正治君。

○8番（新井正治君） 通告に従いまして、1件質問させていただきます。

増加するごみの量とその分別について。ふえる人口と観光客数に比例するごみの量でございますけれども、燃やせる、燃やせないごみは有料袋を購入して、町外で処分されます。その他の多くの資源ごみは無料で、これも町外で処分されます。生ごみに関しましては、町内で堆肥に加工され、販売されています。多くの町民は、これを理解し、細かく分別していますが、分別方法を知らない観光客やそれらを処理する観光事業者の出すごみの中には分別されていないものがあると聞きます。分別を知らない観光客のごみを分別意識のある町民に負担させないような施策を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの新井議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成30年度、毎月末の人口が5,000人を割り込むことはなく、引き続き本町においては人口の増加傾向となっております。平成25年度と29年度の比較では、人口が150人増加、観光入れ込み客数では約10万人増加、ごみ収集量で約230トン、全体のごみ量増加しております。ごみの分別につきましては、限りある資源の有効活用に向けて、平成14年10月よりごみの分別の大幅見直しと有料化を開始しております。ごみの分別は、RDF原料としての燃やすごみ、それから燃やさないごみ、生ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、蛍光灯などの有害ごみ、加えて乾電池などのその他のごみの大区分で7区分となっており、さらに資源ごみは缶、瓶、ペットボトルなど22種類に分別をしております。このほか、年2回、小型家庭電化製品の収集を行っているところでございます。町民の皆様のご協力により、本町の平成29年度末のリサイクル率は93%となっており、最終的に埋

め立てられる残渣ごみの減量化が図られてきているところでございます。

一方で、本町を訪れる観光客は国内はもとより海外からも多く訪れていただいております。こうした観光客が排出するごみについては宿泊事業者、飲食事業者、それぞれのお店においてごみを分別いただいているところでございます。各事業者の皆様のご協力に対して心から感謝を申し上げたいと思います。なお、平成29年度のごみの総量における1人1日当たりの本町における家庭排出ごみ量は1人当たり754.5グラム、観光宿泊者によるものが254.1グラムと推計しているところでございます。このような現状において、家庭生活に伴って生じた廃棄物、事業系一般廃棄物の処理は、完全とは言えないまでも、比較的適正に排出されているものと考えております。ただ、今後においては他自治体在住者あるいは海外在住者の方の所有する別荘、さらに営業として貸し出される別荘、所有者と離れた場所にある民泊施設等の増加も想定されているところであり、さらなる分別の周知と観光事業者の皆様への理解促進の説明会の開催等も必要なものと考えております。今後とも資源循環社会をつくる一里塚としてごみの分別とごみの減量化への協力をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、ご質問にあります経費につきましては、観光事業者が集めていただいております入湯税、あるいは法人のそれぞれ納められている住民税等も使っているわけでありまして、一般の町民が全て負担をしているわけではございませんので、その辺ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） まず、リサイクル率の件ですが、93%ということで、非常に優秀な数値なのかなというふうに思います。また、事業系のごみ等なのですけれども、法人税等を活用していただいているということで、町民への負担が今はそれほどなっていないのかなというふうにも思います。

まず、この分別というものをこれからも同様に続けていくのかどうかということをお聞きしたいのですが、これは町民には例えば徹底周知や理解をしていただくことが可能だと思っておりますし、それによって分別がきちとなされているのかなというふうに思います。けれども、日本や北海道、そしてニセコの文化を知らない外国人を含める観光客、それと季節雇用のスタッフなんていうのも数多くニセコに入ってきていると思うのですが、この人たちへの分別の徹底はちょっと難しいのかなというふうに思われます。観光事業者の中には、専門といいますか、専任の人を雇い、分別の対応をしているようですが、完全には分別されていないのかなというふうにも思われます。収集される前後の分別に関しましては、ほとんどが人間の手によって行われていますので、前回の私の一般質問で深刻な人手不足のお話をしましたけれども、今後の人件費の高騰とか、処理料金の高騰、これ人手不足で人件費の高騰が原因になるかと思うのですけれども、処理すること、これが直接町民の負担になることが懸念されるのかなというふうに思います。

そこで、現在のような細かい分別が今の時代や将来に向け適正なのかということが1点、また近未来を見込んだ焼却への方針の転換というのは考えられないか、以上の2点をお伺いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

分別につきましては、私ども環境モデル都市としてごみの分別というのは非常に環境面で有用であるというふうに考えておりますので、今後とも国の大きな方針転換等がなければ、引き続き現在の分別を観光事業者の皆さん含めて住民の皆さんにもお願いをしていきたいというふうに考えております。なお、将来的に現在の方式で出なくて焼却等を考えられないかということではありますが、これは現在RDF、ごみを燃やさないということで羊蹄山麓統一して広域でやられている。このときも実は相当な議論をさせていただきまして、そのことは随時議会の皆さんに行政報告でもさせていただいたところであります。今流れとしては、RDFより高性能の焼却によってCO<sub>2</sub>の排出を減らしつつ、そこで発電をするというのが大きな日本の方向性かなというふうには思っておりますが、現在広域で決めたルールに従って進めていることでもありますので、これをしっかり推進するとともに、将来的な課題としては議員ご指摘のことも踏まえ、将来のこのエリアの環境施策にとってどういう方向がいいか、引き続きまた検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） 日本の国の方向性は焼却の方向に向かっているということでもいただきました答弁なのですが、まず燃やせるごみ、広域で処理しているRDFの件なのですけれども、これが燃料として適正なものなのかというのが1点ちょっとお伺いしたいことです。

あと、分別に関しましてプラスチックのごみなのですが、昨今海洋汚染が大きな問題になっているかと思えます。しかも、この排出量なのですけれども、日本は世界で第2位という大変多くのプラスチックごみを出しています。プラスチックごみを最終的に環境基準の低い国へ送り込むようなことが海洋汚染の始まりとも言われていると思えます。幸いというか、ニセコ町には海はありますが、これは大きな問題だと思っていて、環境モデル都市として考えていかなければならない大きな課題なのかなというふうに思っています。

また、ペットボトルに関しまして、大きな輸出先の中国が最近受け入れの制限、多分これ廃止というか、中止に持っていくかと思うのですけれども、中国でも人件費は莫大な処理料金のもとになっていまして、これがどんどん高騰しているというようなことも考えられます。しかし、プラスの話もありまして、倶知安町では最近宿泊税の導入、具体的になってきたと思うのですけれども、ニセコ町もこれ追随してやっていかれるのかなというふうに思います。この辺で資源の確保ができれば、このごみ問題にも使用目的として考慮されているのかどうかというのが2番目の質問になります。

あと、もう一つ、私が平成29年9月にごみ袋の多言語化というのを質問したのですけれども、答弁の中でごみ袋の多言語化についてはもう必須の条件になっていると、そのことはきちっと取り進めたいというふうに答弁されているのですが、1年以上経過している今なのですけれども、この議会の中で78万円の補正予算が計上されていると思うのですけれども、これごみ袋の追加分だというふうに説明されていますけれども、多言語化がされているのかどうかというのが1点と、もしされていなければ、具体的な時期についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 私からご質問の何点かについてお答えをいたしたいと思います。

まず、RDFの燃料としての適正化という部分でございますけれども、平成29年度のRDFの生産量と申しますか、そういった部分でございますと、86.4%がそれぞれのRDFを使うところに販売と申しますか、そういうことで出されておまして、そういった部分では適正であるというふうに考えております。

それと、ごみ袋の多言語化の関係につきましては、現在英語表記という部分を加えることで考えておりますけれども、全部が全部ごみ袋をつくっているわけではなくて、例えば燃やすごみでしたら45リッター、20リッター、10リッターという部分ですので、それぞれ生産するときにあわせてそれらを対応していくと考えておまして、今現在燃やすごみについては固形燃料という部分も加えてはどうかという部分を検討しておまして、これは当初予算しておりますので、今後年度内には、全部ではないですけれども、それぞれ加えていく予定としております。

それと、ペットボトルの関係ですけれども、これは議員おっしゃるとおり、中国が廃止ということで、ニセコ町でも容リ協会に排出する部分をかえるという方向で考えておまして、それについては来年度からそういう方向で進みたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 先ほどいただいたご質問の中で、プラスチックごみについては発生抑制ということも今後検討していかざるを得ないというふうには考えております。

それと、もう一点、観光目的税の検討の中に環境とかごみ問題についてはいかがかというご質問かと思いますが、観光目的税の用途につきましては観光客の皆さんの質を高めるものに活用したいということをおっしゃって、これまできておまして、これは皆さんとこれから事業者の皆さんも含めて議論をして熟度を高めていきたいというふうに考えております。大きなこととしては、私自身がイメージしているのは、1つは地域交通が非常に脆弱だと、そこに安定的な財源を供給していきたいということによって観光客の皆さんの滞在期間の質を高める、利便性を高めると申しますか、そういったことに活用したい。それと、我が町は環境モデル都市、あるいはSDGs未来都市として今環境面でも大変軸足を置いておりますので、観光客の皆さんがここに来られるのはこの景観と環境というものに対する熱い思いではないかというふうに考えておりますので、こういった環境面での用途もまた議論をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤うめ子君。

○4番（斉藤うめ子君） おはようございます。通告に従いまして、6件、一般質問をさせていただきます。

1件目、ハラスメント対策について。ハラスメントとは、いじめ、嫌がらせのことであり、最近ようやく社会問題として大きくメディアなどでも取り上げられてきています。都道府県労働局には年間7万件以上のハラスメントの相談が寄せられ、その数はふえ続けています。ハラスメントは、精神的、身体的な苦痛を与える明らかな犯罪行為であり、憲法11条の基本的な人権に抵触する問題で

す。そこで、ニセコ町役場のハラスメントについて、その取り組みについて伺います。

1点目、ハラスメントの研修はどのようになっているのか。

その研修は、いつから、どのように行われているのか。

3点目、相談の窓口はどこにあるのか。

4点目、相談件数はこれまで何件ぐらいあったのか。

5点目、ハラスメントの内容相談についてどのような種類があるのか。

それから、6点目として、ハラスメントの解決方法はどのようにしているのか。

7点目、相談した被害者への不利益な取り扱いや被害者への2次被害をなくするための配慮はされているのか。

その点について町長に伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目のハラスメント研修についてであります。職員研修として本年11月6日にハラスメント研修を実施しております。今回の研修は、ハラスメントとは何かという基礎的知識を習得することと職員がハラスメントについての共通認識を持つことにより組織力の向上を図ることを目的に実施しております。具体的には、ハラスメントのない職場づくりとして、一般社団法人女性労働協会に講師を依頼し、講義をいただいたところでございます。

それは、いつから、どのように行っているかということで、職場では11月の研修会がハラスメント研修としては初めての実施でございます。

3番目として相談の窓口はどこにあるかということですが、職員のハラスメント専門の相談窓口としては現在設置をしておりません。ただ、ニセコ町役場の衛生委員会を健康障害、健康の保持増進、衛生についての対策等を審議する機関として設置をしており、現状ではハラスメントについても衛生委員会の事務局である総務課が相談窓口であるというように考えております。

4点目のこれまでの相談件数につきましては、数件の相談がこれまであり、件数等の詳細については、小さな職場であり、個人のプライバシー保持の観点からお答えを控えさせていただきたいと思っております。

また、5番目の種類と相談についても同様をお願いいたします。

6点目のハラスメントの解決方法をどのように考えているかということですが、ハラスメントの相談内容により具体的な解決方法はそれぞれ異なるものと考えておりますが、双方の話を聞いての現状把握とそれぞれに対してのアドバイスや指導を行うこととしております。しかし、まずハラスメントが起きないようにすることが重要と考えておりますので、今回の職員研修も実施をしたところでございます。ハラスメントに対しての共通認識を持つことにより、ハラスメントが起きない、起こさせない職場づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、7点目の相談した被害者への不利益な取り扱いや被害者への2次被害はないのかということですが、これまで不利益な取り扱いや2次被害というものは生じておりませんが、現在進行している案件もあることから、相談者相互の立場に立って慎重に対応させていただきたいと考え

ております。

なお、今後ともハラスメントが発生しないよう、職員研修を継続するほか、ハラスメント防止に係る役場としての指針等の策定を検討し、対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） ただいま町長がおっしゃったハラスメント研修ということなのですが、役場で行われた。ひょっとしてこれのことかなと思うのですが、議会でこういう勉強会をされたそうなのですが、残念ながら私たった一人だけ何のお知らせも何もありませんでした。後からそれを知って、そしてこの資料を送っていただきました。これは11月6日です。町長が今おっしゃった11月6日に実施したハラスメント研修、この資料かなと思いますけれども、これも議会でこれを資料として勉強会を始めたそうですけれども、私は残念ながら後から知って、これを送っていただきました。

この中で、これ大変大事なことたくさん書いてあるのですが、この研修会の資料を見ていて、30ページのところです。いろいろと問題はあるのですが、企業の取り組み事例の中でダイバーシティー、多様性や女性活躍の推進とともにというところの一番上のところでグローバル企業というのは、たくさんありますので、1点だけなのですが、海外では人前で叱るという行為はパワハラ以前に絶対NG、いけない。人権問題というより個々人の尊重という原則から外れる。習わないとわからないので、赴任者には海外での研修をやっているということなのです。そして、真の意味のダイバーシティーを体験している。ですから、海外に赴任する方はこういうのを、海外では日本であるようなハラスメントというのは起きてはいけないということで非常に厳しい研修がされているようなのですが、ニセコ町なんかはどんどん外国人も入ってきますし、いろんな方が国内外から入ってきますので、ハラスメントの意識、今まで何だこんなことと言っていたようなことがたくさんあります。ハラスメントにひっかかることがたくさんあるのですが、ただこういうことが今までたくさん実は行われてきたのですが、なかなか自覚が弱かったというか、そういうこともあってそれほど問題にされてこなかった。

きのうの新聞なのですが、12月18日に、これはパワハラ防止、日本はまだまだ禁止行為が徹底していない、見送りというようなことで書いていましたけれども、国際情勢としてはこういうことはもう絶対いけないということで、おくれらせながら日本もそういうことにもっと力を入れていかなければならないのではないかなと思っています。それで、この中で気がついたところは、全体の中でこれをやっているというのはおかしいと気づいた人が傍観者にならずに、声を上げるというか、孤立させないということが非常に大事だということも書いてあるのです。それで、パワハラの中の一つ、私も関係していることなので非常に気になったのですが、人間関係からの切り離し、今申し上げたように、今まで参加していた会議から外すとか、そういうことも書いていますけれども、大体こういうハラスメントのこれはかなり研究されていると思うのです。ただ、皆さんまだまだ勉強というか、そういうことの自覚が本当に弱いというか、まだされていないと思いますので、これはこれから町長、定期的に勉強会をしていくことが必要なのではないかというふう

に思っていますけれども、今の答えの中で、数件あるけれども答えは控えるということなのですから、一番こういう小さい町で問題なのは事実を隠すということが、こういうことを知られるとかえって2次被害になるということを恐れるから、声を出したり、そういうことを避けるというところがすごく強いのです。声を出さない。ですから、これが堂々と、もっともっと研修会なり勉強会なりを重ねることでそれが少しずつ変わっていくのではないかなというふうに思っておりますけれども、ニセコ町役場として、議会も含めてだと思っておりますけれども、こういうハラスメントの問題に関してこれからもっと勉強会というか、研修会、それから専門家をお招きして続けていくことは非常に大事ではないかと思っております。本当になかなかなくならない、そういう問題がありますので、町長、これからの方針どのように思っていますか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） これまでメンタルヘルスの研修会も過去にはやっております、ハラスメントは今回初めてであります、これは必要なことだというふうに考えておりますので、引き続き継続して進めていきたいと思っておりますし、また住民の皆さんや事業者の皆さんに公開をして、できるだけ多くの皆さんがこういう研修を受ける機会も設けてまいりたい、そのように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 町長、今メンタルヘルスの研修会というのはやってきたとおっしゃるのですけれども、ハラスメントに関してはメンタルヘルスとも非常に重なる部分がたくさんあって、今非常にハラスメントという言葉がたくさん出てきたのですけれども、ハラスメントといってもざっと見ても50種類ぐらいいあると言われるほど種類があります。主なものは、やっぱりセクシャルハラスメントとパワーハラスメント、マタハラというのがありますけれども、そういうのが主なハラスメントになっているのですけれども、これは何よりもそのトップが、役場でしたら町長がしっかりとした決意で、これをなくするという決意でもって臨まなければ、これは絶対になくならないのではないかと考えています。議会では議長がしっかりそれを決意するというか、信念を持ってなくすることを考えていただかなければ、決してなくなるものではないのではないかと。現実専門家では、なかなかこれだけいろいろやっているけれども、なくなる。だから、防止のための条例とか、罰則、そういうのをつくろうというふうな方向に向かっています。ですから、私は町も議会も含めてこういうことはしっかり対応して取り組んでいただきたいなというふうに思っております。町長、今後どのようにやっていかれる考えか、よろしく願います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町は、ニセコ町まちづくり基本条例の中にも基本的にはそれぞれの人権守るという趣旨のことも書かれておりますし、何か意見を言ったことによって排除されたり、そういうことがいろんな面でない。ダイバーシティを目指すということを決意してつくったまちづくり基本条例でありますので、議員おっしゃるとおりハラスメントにつきましてもそういったことが起こらない町を目指していきたいと、このように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 2件目に行きます。

ニセコ町のSDGsの目標について伺います。SDGsは、誰ひとり取り残さない社会を実現するために2015年9月、国連加盟国193カ国が全会一致で採択し、2030年までに世界が17の目標と169のターゲットに取り組むことが求められているものです。ことし6月、全国29都市がSDGs未来都市に選ばれ、そのうちの10都市がSDGsモデル事業都市に選定され、ニセコ町はその一つに選ばれました。

そこで、この17の目標のうち、ニセコ町が特に関連しているという目標は何か、その優先順位はどのように考えているのか伺います。

また、第5次ニセコ町総合計画にある環境創造都市ニセコとの関係について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ニセコ町SDGs未来都市計画において、SDGs17目標のうち目標7、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにを中心に据えながら、雇用や産業、インフラ整備など7項目の目標を掲げております。ただ、これらの目標は何かの目標のみを優先的に実施するものではなく、環境面、社会面、経済面の3つの側面を相互に高め合いながら相乗効果が発揮できるよう構成しているものでございます。

環境モデル都市との関係でございますが、今回のSDGs未来都市計画は環境モデル都市が目指す方向やニセコ町自治創生総合戦略に掲げた目標の具現化など、これまでニセコ町が進めてきた施策と大変親和性、類似性が高い内容、構成となっております。このため、SDGs未来都市計画を進めることは環境モデル都市や自治創生総合戦略を進めることにつながる一連の関係にある、このように考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 町長、幾つか7番目のエネルギーに関することをメインにということでお話しされましたけれども、単純にこの17の目標のうちでニセコ町に特に関連しているなというところはどれに相当して、その優先順位ということをお聞きしたいと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町のSDGs未来都市計画の中においては、私どものまちづくりはまちづくり基本条例含めてまさにやってきたことがSDGsの全てにつながっていくというふうに思っておりますが、この計画の中でうたっておりますのは7としてエネルギーをみんなに、そしてクリーンに、8として働きがいも経済成長も、それからSDGsの9として産業と技術革新の基盤をつくろう、それから11として住み続けられるまちづくりを、それから15として陸の豊かさを守ろう、それから16として平和と公正を全ての人に、17としてパートナーシップで目標を達成しようという、このことをSDGs未来都市計画の中ではうたっております。ただ、SDGsについてはどれか1つを優先してということではないというふうに思っておりますので、そこは7、8、9、11、

15、16、17について今回記載をさせていただいた。しかし、我々のまちづくり全体としてはこの17の目標の全てにおいて関連があるというふうに考えておりますので、そこは総合的に進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 今町長がこの項目の中からあえて選んでくださったのですけれども、私としては町民の一人として、今議員として、この17の項目の中で私は貧困の問題、貧困をなくそう、それから全ての人に健康と福祉を、それから質の高い教育をみんなに、それから5番目のジェンダー平等を実現しよう、それから7番目のエネルギーをみんなに、そしてクリーンに、11番目の住み続けられるまちのこの6つの目標が私はニセコ町に今本当に迫っているというか、直接私たちの生活と結びついている最も近い目標ではないかなというふうに思っております。そして、その中でも特にジェンダー平等を実現しようということが私は一番大切だと思っております。というのは、人間というのは、社会というのは人で成り立っているわけですから、その基礎、基本は男性と女性ということです。そこの中での不平等があってはならない。そういうことで、ジェンダー平等を実現しようということがまず、全体のエネルギー政策とか、貧困とか、いろんなことはあるのですけれども、これこそが基本になるのではないかなというふうに思っております。そして、このニセコ町の民主主義が成り立つ基本のベース、まちづくり基本条例を踏まえたベースになるのではないかなというふうに思っております。ですから、優先的に取り組む政策としても社会情勢の中で変化せざるを得ない問題も出てくるかと思えますけれども、ぜひ長期的な視点に立って最も有効な政策を取り上げていただきたい。

それから、まちづくり、第5次総合計画、環境創造都市ニセコ、実は私も第1次の委員だったのですが、この中にはジェンダーの問題が入っていないのです。これは大変なミスをしたなというふうに後悔していますけれども、また私が主張したところに入ったかどうかはわかりませんが、次回この総合計画を計画するときにはその視点を決して忘れないで盛り込んでいただきたいなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋 守君） 答弁要らないですか。

○4番（齊藤うめ子君） あるのでしたら、していただきたい。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ジェンダー平等につきましては、来年長期総合計画の4年に1回の見直しの時期に重なりますので、それは審議会の委員の中でご議論をいただいて進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 3件目に行きます。

通年保育について。ニセコ町は、今や観光が最も重要な基幹産業の一つであり、週末の土日、祝日やゴールデンウィーク、お盆、年末年始に仕事が最も忙しくなるシーズンです。国内外から来町する観光客が年々増加しています。女性が働くことが当たり前になっている時代、子育てしながら

働きたい女性たちも増加しています。そのため、通年保育を希望する子育て中の女性がふえています。そのニーズに応えられるように、選べる保育、日、時間を検討していく必要があるのではないかと思います。子育て中の女性が働き続けられる環境整備が必要だと思っています。ニセコ町幼児センターが通年保育になることを希望する保護者の声が以前からありましたが、今もまだそういう声が聞かれます。これに関して、幼児センターを通年保育にすることについて町長、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問につきまして、まず私のほうから初めにお答えをいたします。

現在幼児センターは、月曜日から土曜日まで通年での保育を行っております。土曜日は協力保育として、全クラス合同で平日と同じ時間帯で保育をしております。お盆の時期も同様に保育を行っております。また、ゴールデンウィークやそれ以外の日曜日や祝日は、年末年始以外休日保育として行っているところでございます。保育時間については、開園時間をそれまでの7時50分から18時までを平成28年度からは7時30分から18時30分までと拡大して実施をしてきているところでございます。今後も現体制を保ち、保護者と連携の上、充実を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在町民の皆様方の中から子育てママの会を立ち上げていただいております。年末年始、12月31日、1月2日から1月6日までの間、ご両親が就労により家庭での保育が困難な方に対して行う保育を企画してくださっているところでございます。本定例会の補正予算においてその開所することに対しての会場使用料や運営経費としての経費補助を計上させていただいているところでございます。町としても子育て中の皆さんや多くの皆さん方が協力し合いながら子育て環境の拡充が進めていけるように努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） ただいま町長がおっしゃいましたように、確かに休日保育の充実とか、それからこども館もできました。それから、今現在月曜日から土曜日の保育もしております。ただ、これは数名の預けている方のご意見なのですけれども、土日祝日がお休みなので、どうしても、仕事は本来は日曜日とか祝日とか、ゴールデンウィーク、ここにあるようにお盆とか、そういうところがメインの仕事なのだけれども、子どもがいる関係からやむを得なく、それに合わせて休日をとっているけれども、本来はそういうときが一番の仕事のピークであるということをおっしゃっているのです。前回私、もう6年ぐらい前ですか、2012年に、これは休日保育のことでやはり質問しておりますけれども、こういう今現状、いろいろと計算というか、日曜日というのは何日あるかという週に1回ですから、年間52日間あって、祝日は13日、ですから65日間、もし通年ということになると65日間プラス開園することになるのですけれども、仕事が必ずしも今申し上げたように平日の月曜日から土曜日までとは限らない人たちもこの土地柄としてかなりいらっしゃるかと思います。

す。今人手不足もあって、働いてほしい人たちもいます。先ほどおっしゃったように休日保育で、そこで1時間300円の費用を払って預かる休日保育は利用している方がいるようですけれども、今後こういうふうにどんどん変化していくこういう地域においては、そういうシステムのもっとフレキシブルな対応ができるような保育を検討すべきではないかなというふうに思っております。

前に質問したときに町長一番おっしゃったことは、2012年のときだったのですが、今一般財源から8,000万円以上の財源を幼児センターに対して出している。ことしは8,064万円の補助金、財源を保育料に出しているということなのですが、この費用は非常に大きいのですが、私が伺いたいのは、もし通年、通年といいますが必ずしも365日でなくてもいいかなと思っておりますけれども、休みのとり方が月、火、休みをとる。土日は子どもを預けるけれども、土日祝日。だけれども、火、水、休みをとるか、休みのとり方を自由に選択できる、そういうふうにはできないかなと思っております。それで、そういうふうに例えばしたときに、明らかに予算はふえる可能性はあります。ですけれども、どのくらい、それによって人員も確保しなければならないとか、いろんな条件も出てくるかと思っておりますけれども、それをぜひ試算して、もし通年保育になるとそれだけお金がかかるということを試算してみたいかなと思っております。休日保育を利用される方は、別個にまたお金払っていますので、そんなに人数は多くないようではありますが、ただ本当はこういうときに働きたいけれども、休みの関係でそれに合わせてやっているという方は今申し上げたようにいらっしゃいますから、どのくらいになるのかということも試算していただけないものかなと思うのですが、もしすぐに今出るのでしたら、おっしゃっていただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 今どれだけ人員がいるとか、試算という金額は出せませんが、幼児センター、保育所であったり、幼稚園であったり、私たちの今の施設は一人一人の心の発達を保育士がきちんと捉えて成長を促していく大切な場で、幼児教育であります。365日開設、開園をしていくということになって、あと保護者が休む日にちを決めての実施となりますと、今おっしゃったように今の保育士の人数では行うことはもちろんできません。現在は、年齢ごとのカリキュラムをもとにして保育を行っていますし、クラス運営もカリキュラムに沿ってやっていますが、今のような保育になりますとクラス運営でのカリキュラムに沿っての保育は難しくなります。平日の休みが多くなるような子どもがふえてきますと、園の行事も実施が難しくなってきます。一つ一つの行事にはねらいがあって、そのねらいの達成に向けて保育を行っています。私たち子どもたちの達成感や満足感も大切にしております。あと、現在休日保育は行っていますので、先ほどお話あったように、町民の方の保育ママのような方々と協力し合って、必要なときに利用できる体制を整えるのがいいかと考えております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点、共通理解をしたいなというふうに思うのですが、通年保育はニセコ町は実施しているということですが、現在でも。日曜日も開いておるとのこと、先ほど教育長から答弁させていただきまして、実施していないのが正月期だけ、正月期について今子育てママの会が

やっただくと、それについて町として応援したいということで動いているということです。それと、日曜日の利用につきまして、手元に利用実績ありますが、1人あるいは2人含めて利用者がさほどいないわけでありまして。これが例えば10人、20人ということであれば体制的な問題って当然出るかというふうに思いますが、現在ご利用いただいております状況がありまして、それはどんな原因が、預けにくいということはないと思うのですけれども、現場に聞いてもきちっと対応しておりますし、その辺何か議員さんのほうから特別具体的な提案等あるのであれば、また検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） これについては、今一番先に申し上げたように、基本的には日曜とか祝日が休みなので、仕事をしたけれども、やむを得ないから、そこには仕事を合わせて月曜日から土曜までという時間帯をとって、ほかの休みの日は休むようにしているという現状があるのです。ですから、少ない、1人か2人しか利用していないとおっしゃったのですけれども、開設してもそんなに多くなるかどうかは、それはわかりませんが、声は間違いなくあります。最初に申し上げたように、祝日だとか、そういうときに仕事をしたい。そういう場合は、利用するとまたエキストラにお金を時間300円ずつ払わなければならないわけですが、こういうニセコ町のようなところでしたら、もっと平日。酒井センター長が今行事をやるときにいろんな支障が出てくるかもしれないということをおっしゃいましたけれども、それはどういうふうに対応していくかということはこれから考えてもいいのではないかなと思っていますし、そういうことを実際やっている保育園もありますので、そういうところ、これからは特にニセコ町の場合はそれが必要なのではないかなというふうには私は思って、またそういう声も聞いていますので、このたび質問させていただきました。この問題については、もっと論議が必要かなと思っていますけれども、以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 休日保育はやっているのです。ですから、預けられるのです。預けられるような枠組みつくっておられていて、その料金が問題だと。だから、料金を無料にすれば現状でいいというご意見なのか、その辺含めてちょっとお教えいただきたいと思います。休日保育は、今幼児センターでしっかり対応して、受けているのです。ただ、利用者が少ないのが議員さんは料金が問題だということであれば、それはまた皆さんで議論させていただきたいなというふうに思いますので、具体的な事例をお教えいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） ただいまのちょっと一言、具体的な事例っておっしゃいましたけれども、場所はどこかことは今言いませんけれども、そういうことをやっている公設の、全国にはそういうところもありますので、私はもっともっと働き方、これからいろんな働き方、働き方改革ではないのですけれども、若い人もそうでない人も含めて多様な働き方というのは出てくると思いますので、必ずしもたまたま子どもが小さいから幼児センターに預けなければならないけれども、働き方にももっと自由選択制があってもいいのではないかなということで、そして今町長がおっしゃったよう

に、では休日保育ただにすればいいのかということをおっしゃったのですけれども、年中、例えば私が考えたのは、今月曜日から土曜日まで利用している方は年間240日利用することになりますけれども、それから土曜日まで利用した場合288日間ですか、乳幼児を預けることになりますけれども、そこはそこの中で最大限いついつまで、何日まで預けられるという、それは細かい規定についてはまた話し合わなくてはいけないのですけれども、例えば365日子どもを預けっ放しとかというのではなくて、今最大限288日までの中で預ける。それから、こういう土地柄ですから、忙しいときは仮に1カ月20日でなくて二十何日になるかもしれない。そういう対応の仕方というのですか、それを考えていってはいかがかなというふうに思っています。理解していただけますでしょうか。これについては議論がまたこれから必要だと思いますので……

○議長（高橋 守君） 話が全然食い違っていますので、後でお話ししてください。  
次。

○4番（斉藤うめ子君） 次に参ります。

ニセコ高校の来年度生徒募集について伺います。ニセコ高校は、今年度10年ぶりに生徒募集員40人に対して45人の応募がありました。これは、まさしく教育長を初め、校長の学校訪問の努力の成果であると思っておりますが、またニセコ高校の実績が認められてきた証拠ではないかというふうに思っております。それで、来年度のニセコ高校生徒募集への新たな抱負と対策について教育長に伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまのニセコ高校の生徒募集につきまして斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

来年度の生徒募集につきましては、12日に行いました教育行政報告でも述べましたとおり、学校説明会や中学校訪問を行うなど、来年の出願受け付けに向けた活動に既に力を入れて取り組んでいるところであります。引き続き進めてまいりたいと考えております。また、過去これまでに斉藤議員からも一般質問において何回かご質問がありますけれども、お答えをしていますとおり、学校の教育内容の充実及び中学校との連携強化につきまして高校がさらに主体的になって取り組み、教育委員会も支援をしてみたいと考えているところでございます。これらによりニセコ高校の一層の魅力向上とその発信に努め、生徒募集につなげてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） ニセコ高校は、ことし創立70周年を迎えております。そして、昨年度までは定員割れが続いていましたけれども、今年度は今申し上げたように45名の応募があるという、そういう結果で大変期待されて、40名が入学しました。ですから、先日の校内実績発表会も生徒の数もたくさん、広い大ホールの中で生徒の数も多いですし、それからことし外からの来場者がここに教育長の発表のように28名も来られた。席がかなり埋まったのです。こういうのは私は初めて見るというか、ほぼニセコ高校の実績発表会は聞きに行っていますので、いつも閑散としている中で、非常に熱気に包まれて、すばらしい会場で、また内容も非常にすばらしい内容になってきています。

毎年大会の内容も充実して、レベルの高さを感じています。また、大会においても毎年優秀な成績をおさめるなど、目覚ましい進歩、発展が見られます。それで、ニセコ高校の実績についてはかなり町内外、町外からも高い評価を得ておりますし、それからボランティア活動も盛んで、町と連携して各種のイベントへ積極的に参加して、その活躍は本当に目覚ましいものがあります。ニセコ高校がこれからもさらなる発展を続けていくことを本当に心から願って質問させていただきます。

それで、昨年の募集に際して、昨年質問しているのですけれども、今回行政報告の中で教育長が訪問の状況とか、いろいろと報告していますので、その中でことしは札幌の中学校を12校、その前にニセコ中学校の生徒、先週の12日ですか、ニセコ中学校37名、これは全校生徒、全校って3年生全員がニセコ高校の学校説明会に来られて、町外は7名、それから倶知安中学校に学校長や教務部長が学校説明会に訪れたとあります。

それで、22日には札幌の中学校12校を教育長と校長が訪問したというふうにあります。そこで、1つ、2つ伺いたいのですけれども、札幌の公立高校は、札幌市には10区あって、公立高校というのは99校あるのです。その中で、公立高校、その中から12校を選んだ理由というのはどういうことで選んだのでしょうか。

それから、教育長は前の質問に、前回の質問なのですから、去年の12月のちょうど1年前の議会で、ニセコで学ぶ子はニセコで育てていきたいという考えがあるので、ぜひ地元の高校を選んでほしいと思うがということをおっしゃっているのですけれども、このように中学校全校生徒校内見学していただいたりしているのですけれども、結果としてはニセコ中学から4名の生徒が入学したわけですから、その理由はどういうふう考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど議員99校の公立高校とおっしゃいましたけれども、公立中学校ということでよろしいですね。

（「中学校です」の声あり）

まず、札幌圏の拡大というのは前に議員の皆様にも方針として説明してきたとおりで、昨年からさらに力を入れているということでもあります。99校ある中でどう選んでいるかということですが、まず6月、春の段階で学校長のほうが札幌の中学校をこれよりも多い数で訪問しております。その折に学校の説明をしてくると、何が基準かといいますと、現在在校生の卒業学校、それから昨年なり体験入学をしてきた学校、それが基本です。あるいは中学校から問い合わせがある学校、あるいは札幌の中学校もいろいろ管理職も異動して歩いていますので、校長なり、あるいは私なり知っている管理職でぜひここも新規開拓をしていこうという中で選んでおりまして、6月に校長がまず訪問をして、7月に実は町外の体験入学があります。7月、町外生を対象にした体験入学があります。その折に札幌市内からも数校から中学生が体験入学をしてくると、6月の説明を受けて7月に体験入学に来たという段取りですけれども、7月の体験入学に来た学校については再度、今度はちょうど3者面談前の11月に私も一緒に同行する中で校長と改めて先日12校を訪問したということでもあります。訪問した学校の基準といいますか、どういう学校を訪問しているかという、そ

ういう理由でございます。

あとは、確かにニセコで学ぶ子はニセコ、地元の高校を選んでもらいたい、それは非常に個人としての思いではありますが、最終的に選ぶのは子どもたち、そして家庭で高校選択ということで選んでくるわけなので、年によっては地元の子が少ないということもあろうかというふうに思いますが、引き続き中学校とはことし実は交流事業をしたり、連携を強めていっているところでございますので、高校のいろんな魅力を中学生に味わってもらいたいというふうに、そういう取り組みの中で地元の高校に進みたいなという中学生が出てくればうれしいかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） ということは、さらにことしは力を入れて訪問校も多くなっている。今のお話では訪問校も多くなっていますし、行政報告には書かれていませんけれども、その前の段階でいろんな学校訪問もして生徒募集に努力されているということによろしいのでしょうか。

中学生がニセコの地元の生徒がどうするかということは、それはその本人の考え方というふうにおっしゃったのですが、私は前にもそういうことちょっと伺ったことがあるのですが、今まで生徒が、ことしから多くなりましたので、それをクリアできたと思いますけれども、余りにも地元の生徒を優先したい、ぜひ入れたいということにこだわりというか、そういうものがあって広げなかったことが生徒減少につながったのではないかなというふうには私は分析というか、見ているのですが、今はかなり広げて、もちろん地元の生徒が一番大事に、近くですから、体験入学とかしていますけれども、そのほかにもかなり広範囲にわたって札幌方面への、それから倶知安中学校、倶知安中学校は17名ですか、ことし入学したのは、そういう努力をしているのだなということが今の教育長のお話でわかりましたので、来年度もニセコ高校に期待する者として、ぜひことしも定員を上回る応募があってほしいなという思いがあります。ニセコ高校の活動は非常にすばらしいものがありますので、それはほかにも皆さん認めているところがありますので、ぜひことしもたくさん応募してほしいなと思っております。

これに関しては以上です。

それでは、5件目に参ります。札幌冬季オリンピック・パラリンピック招致について。札幌市が冬季五輪、パラリンピックの招致を2026年から2030年にすることがことし9月に決定しました。開催地決定は4年後になりますが、もし開催するとなるとアルペン競技会場の候補地がニセコ町内スキー場となっています。町長は、札幌冬季オリンピック・パラリンピックの開催にニセコ町は協力すると表明しておりますが、ニセコ町民の意思はどのように考えられているのか、町長に伺います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの札幌冬季オリンピック・パラリンピック招致につきまして齊藤議員のご質問に私のほうから先に答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、9月17日にさきの北海道胆振東部地震による被災の状況を鑑み、札幌市を2026年大会の候補としてリストに入れたいこと、及び2030年大会に向けた対話を継続することでI

OC、JOC、札幌市の3者で合意したところでございます。また、札幌市は、以前より北海道新幹線並びに高速自動車道延伸などの交通インフラの整備やJR札幌駅周辺部の再開発事業など、おもてなしの環境が2030年のほうが整うなどの理由から2026年からのシフトを表明しておりました。これらを受け、本町のオリンピック・パラリンピック招致活動を所管する教育委員会としましては、引き続き札幌市や北海道スキー連盟などの関係団体とともに適時協議、調整を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ニセコ町としましても、引き続き札幌市並びに北海道及び開催競技予定自治体とされております倶知安町、帯広市等の開催予定自治体との連携を強化しながら対応してまいりたいと考えております。なお、札幌市、北海道につきましては、まだまだこれからいろんな関係機関との協議を進めるということで、熟度が上がってくるというふうに考えておりますので、その熟度に応じて住民の皆さんにも情報提供、意見交換等をさせていただきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 今町長がおっしゃったように、札幌冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてニセコ町は協力するというので、いろいろと準備されているのですけれども、ご存じのように、今現在まず札幌冬季オリンピックは2030年にシフトを移して変えたというふうに新聞でも出ていましたけれども、オリンピックというのは、今まで前回の例えば長野オリンピックのときです。白馬村がアルペンですか、スキー場になって、それでそのときの、これ昨年11月22日に職員を対象にしたオリンピック説明会のときに私も参加させていただきましたけれども、オリンピックということになると町民、ニセコ町5,000人の町でボランティアだけでもそれを超えるような人数に協力していただかなくてはいけない。それから、経費がどれだけかかるのかということ、いろんなことがありますので、ただ札幌市がオリンピックをやるからニセコ町はそれに協力しますよということでもいいのかどうか。やはり地元の方たちの意見というのを尊重していかなくてはならない。そして、丁寧に説明して、アルペンスキー場になったときはこういうことがありますということをもっと町民と議論して理解を深めていくことが非常に必要ではないかと思うのです。

それで、ニセコ町が例えば開催するとなったら、何の持ち出しもないということは、どういうふうになるかわかりませんが、札幌市が100%持ちますから、経費は持ちますから、ニセコ町やってくださいということになれば、それは町民は余り心配しないかもしれませんが、実際にオリンピックのアンケート、いろいろとデータがあるのですけれども、まず札幌市は2014年、2026年を視野に招致活動をするときを考えたときに道内と、それから札幌市のアンケート調査をしております。そのときには、非常に賛成者が圧倒的に多くて、全道では78%、札幌オリンピック賛成、それから札幌市はもうちょっと低かったようなのですけれども、札幌市は68%です。反対30%という段階でしたけれども、これをことしアンケートの結果では、よくご存じだと思いますけれども、

反対が53%になった。その理由としては、ほかにまだすることがあるのではないかとか、それから経済的な問題とか、そういうことが心配ということで賛成はできない、もうちょっと考えたほうがいいということで反対が上回ってきているわけです。それで、ニセコ町はまちづくり基本条例というのがありまして、町民参加の町ということですので、まちづくり基本条例49条には町民投票条例を定めることができるという条項があります。町民投票に参加できる者の資格、町民投票の実施に必要な事項はそれぞれの、ちょっと済みません。失礼しました。

ちょっと前後しましたけれども、ことし10月の調査では賛否が逆転になって、反対が53%、賛成が46%、その反対の理由は、先ほど申し上げたように、ほかにもっと大事な施策があるのではないかとということが57%、招致活動や施設の整備、維持にお金がかかるからということが33%あって、そしてそれを合算すると実は90%の方がそういう理由で反対になっているわけです。札幌市がするから、ただただニセコ町は共有するというだけでは町民は納得しないのではないかと思います。

それで、今途中で中断しましたけれども、まちづくり基本条例の49条にそれぞれの事案に応じて条例を定めることができるというふうになっています。個別事案が発生した時点で投票条例を制定できるというふうに書いていますので、ぜひこの49条、町民投票の条例を制定して町民の意思を尋ねながら進めていくことが大事ではないかなというふうに私は思っております。

2026年のオリンピックには10都市が立候補しているのです、実際には、けれども、7都市がおりにてしまって、そして今残っているのはスウェーデンのストックホルムとイタリアのミラノ、コルティーナ・ダンペッツォ、これ共催都市ですけれども、その2つ、そしてアルゼンチンが立候補出てきたという状況なのです。これインターネットの情報なので、絶対正しいかどうかというのはちょっと保証はできません。ただ、最新の情報です。スウェーデンもイタリアも政府の支援が得られないので、果たして開催できるかどうかかわからないということをニュースで流しています。そういう状況の中でアルゼンチンが立候補してきたという状況なのです。2026年開催都市決定は、来年2019年6月23日、スイスのローザンヌで開催して、第134次I O C総会で予定の開催都市を決定するというふうになっています。

札幌オリンピックの場合は4年先送りしましたので、まだまだ時間はあります。こういうことは時間はあるといっても、やはり何よりも町民の理解が一番大切ではないかと思いますので、今申し上げたように条例を制定して意思を確かめて、どういう協力を、もしそれが仮に反対が賛成を上回るようなことがあったとしても、その中で理解を深めるために町民との話し合い、それから経済的な費用とか、そういうことをやっぱり話し合っていかななくてはいけない。どういうメリットがあるのか、そういうことはこの小さな町としては経費というのは非常に大変な経費になりますから、白馬村では私が聞いたところでは20億円ですか、借金をして、それを返すのに何十年かかかったという話も職員対象の説明会で聞きました。ですから、どこもオリンピックおきたところは反対が54%とか、反対がちょっと上回ってももうだめなのです。50%で開催か、開催でないかということがなってくるので、これ非常に微妙なところだと思います。今現在、繰り返しますけれども、札幌市が53%、これもまた変わってくるかもしれません。ですから、町民の理解、協力、そういうことが非常に大事になりますから、ニセコ町は誇るべきニセコ町まちづくり基本条例があって、そして49条

があります。ですから、町民の投票条例を制定していただきたい、そう思っております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま斉藤議員からいろいろ、住民投票条例等のお話もありましたが、現在議会でも招致活動の決議をいただいて、招致に向けてということでもありますので、そういったものと一体となって我々も今調整といいますか、協力をしている段階でありまして、主催するのは私どもの町ではありませんので、現在の時点で具体的な論点が整理されていない中で住民の投票条例をつくるとか、そういう議論には私はならないのではないかと思います。ただ、今意見交換をするといっても、思い込みやうわさや多分という話で議論するわけにはいきませんので、それで先ほど熟度が上がった段階でもう少し具体的なものが見える段階でいろんな情報出したり議論したいということでもありますので、その辺はニセコ町が主催するわけでないということでご理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 今町長ニセコ町が主催するわけではないとおっしゃったのですが、でも競技の一部はニセコ町で開催、札幌オリンピックが開催するとなるとニセコ町の一部でアルペン競技が開催されるというのはほぼ決まっているわけです。そういう中で、うわさだとか、そういうことで、まだ主催都市ではないとか、それから思い込みとか、うわさとか、そういうことではなくて、札幌市と協力していくというふうな声明を町長は言っているわけです。ニセコ町は、札幌市に協力していきますということをはっきりと新聞か何かでおっしゃっているわけです。そうしますと、私は町民として町民の意思はどうなっているのかなという、まず町民の意思を伺いながら調整していくのが住民参加、情報共有の基本を实践する。これこそ大切な場になるのではないかなというふうに思っております。いかがでしょうか。ですから、私としては、これがどうなるかということ、これが実際住民投票条例が使われるかどうかはわからないけれども、でも住民投票条例を制定して、そういう場合には皆さんの意思を伺いますということを表示してもいいのではないかなというふうに私は思っています。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） この件に関して私は住民投票条例を制定する考えはありません。今現在で正直言って決定して招致が決まっているわけでもなければ、具体的に例えばコースの構想は動いています。実際案も出ています。ただ、それは最終決定されたわけではありません。そういう現段階できちっと決まっていない中でどうしましょうということ自体がうわさと臆測と思い込み、単なる感情論での話し合いをやることは決して私は民主主義社会にとって有益なものだと思っておりますので、そういったことをやる考えは今のところないということでご理解をいただきたいと思いません。

○議長（高橋 守君） この際、午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 0時56分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） それでは、午前中に続きまして一般質問を続けさせていただきます。

6件目、住み続けられるまちづくりを、置き雪対策について。住み続けられるまちづくりは、SDGsの中の文言の一つです。ニセコ町は、道内屈指の豪雪地帯の一つです。半年近く雪とともに暮らすこの町に今私たちは住んでいます。SDGs、これZで間違っていますので、訂正してください。SDGsの目標の中にある住み続けられるまちづくりは、まさしくニセコ町が過去を振り返り、また現在の状況を見、そして未来、これからの未来にわたって生涯住み続けられる町になるか否かの最も重要かつ基本的な課題を提示していると言えます。今後もこの町に暮らし続けるか否かは、雪対策にかかっていると思います。国内外からの移住者や外国人もふえてきています。町民の高齢化は確実に進んでいます。町民の安全と安心を守るために、そして一人になっても、障害があっても、この町を愛し、生涯住み続けたい人たちのために冬の雪対策は必ず解決していかなければならない最重要課題の一つです。そのための一歩として、まず第一に解決しなければならないのは除雪に伴う置き雪の問題です。町民の皆さんは、家に続く生活道路の雪を処理できても、この置き雪を処理することができません。道路は公益のためのものであり、置き雪の処理をどうするのか、今後の雪対策として町長のお考えを伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの齊藤議員の除雪に伴う置き雪のご質問にお答えをいたします。

町道の除雪は、通勤、通学時間に合わせて行う必要があります、限られた時間で行わねばならず、作業の効率、除雪作業の体制の面からも道路の除雪に伴う置き雪を処理するということは困難であるというふうに考えております。除雪後の雪処理には大変ご苦勞をおかけし、特に市街地では町道と住宅が隣接していることから、置き雪の処理に関しては町民の皆様には大変なご協力をいただいているところでございます。高齢者の皆様には特に大変な作業であると認識しており、福祉政策として高齢者の方の住宅前道路の除雪費補助を行ってきておりますが、この制度の内容等についての見直しが必要であるかなど、今後さらに民生委員の皆さんのご意見等も伺ってまいりたいと考えております。

ニセコ町は北海道でも有数の豪雪地帯であり、除雪についてはこれまで町民の皆様と行政とが協力をし、雪を克服してきたところであり、今後も町民の皆さんと協力し合う中から除雪対策を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） ことし3月の定例会で除雪の置き雪対策について質問いたしました。私の質問は、町と町民との話し合いによる雪対策をという、これは議会だよりのところからコピーしてきましたけれども、このときにいろいろと、ことしに入ってから近隣町村の雪対策どうしているのかということで、3町ですか、ニセコ以外の3町の雪対策についていろいろと調査してきました。それで、雪対策というのは非常にどこでも大変な問題、その結果として、たまたまそこで対応して

くださった方たちはもともと地元の方だったという方が圧倒的に多くて、蘭越も、私が行ったのは蘭越と真狩と、それから倶知安に行きましたけれども、雪対策というのは非常に大変なことだということはおっしゃっていました。その結果、結論から言えば、特に移住してきた方たちと、それから地元でこの雪の中で生まれ育って雪と向かい合ってきた人たちと移住者と、やはり根本的な雪に対する考え方が違ってきます。ですから、町も交えて町民の方と、ここでずっと雪と暮らしてきた方たちと途中から来た方との話し合いを持ったらどうかということをご提案させていただいたのですが、高瀬課長すっかりお忘れになっていたようで、行きましたけれども、ああ、そんなのありましたかということなので、これからでも結構ですので、ぜひこれを実行していただきたいなという思いはあります。

それで、最初に申し上げたように、雪対策というのは非常に大変なこととして、町民の中から、もともとここで生まれ育った方なのですが、一つの提案がありまして、ニセコの耐雪を考える会を立ち上げようという声もありました。これぜひ進めていったらいいかなというふうに、私が今申し上げた質問と一致していますので、これを進めていったらいいなというふうに思っております。

それで、いろいろと調べていったときに、まだまだほかにも資料はあるのですが、雪対策というのは全国で大学も研究しているのです。都市の雪対策どういうふうにするかということで。たまたま2014年、4年前になりますけれども、札幌市が「雪とわたしたちの暮らし」ということで、慶應義塾大学の研究センターと共同プロジェクトで札幌市の雪対策について書いた文書があります。195万人都市の札幌市と5,000人のニセコ町と大きな違いはありますが、共通している問題もかなりあります。これを読んでいったときに、札幌市でも一番大きな市民からの苦情というか、要望というのは雪、除雪問題と。毎年除雪問題だそうです。これは、ニセコ町も共通しているかなと思っています。

今申し上げたように、札幌市とニセコ町は全然規模も違いますけれども、札幌市の場合は雪対策150億円、1シーズン、5,400キロ、1世帯1万3,000円かけて、市民1人に対して7,600円、ニセコ町の場合は除雪費、これちょっと前ので、2億四千幾らが計上されていて、補正しても2億四千、これから計上しているのは3億円になるかと思えますけれども、3億円まででないか、済みません。町内全部除雪して127キロ、1人当たりの除雪費用というのは2万6,964円になります。札幌市ですけれども、除雪が35年間、市政に関する要望の第1位になっているというふうにここに書いてありました。それほど除雪というのは大変な問題です。ニセコ町もそうなのですが、札幌市の場合はあれだけ大きな都市で、これだけすごい大雪が降るといっては世界でもまれな都市だそうです。その中で一番求められているのは、その中ででも求められているのは生活道路の除雪、それから玄関前に雪が置いていかれる。これだけは何とかしてほしいという希望が一番多いようです。

私は思ったのですが、確かに私たちは雪国、特にニセコ町の場合は道内屈指の豪雪地帯ですから、特にニセコ町は雪と半年ぐらい向き合っていかなければならない町なのです。ですから、除雪の問題どうしていくかということは町としてももっと検討して話し合っていかなければいけない問題ではないかなというふうに私は思っています。まず、町民の中からこれを何とかしてほしい

という人たち、誰でもいいというわけではなくて、そういう意見を持っている人たち、そしてまた当事者意識を持っている人たちと、それから行政で担当している人たち、それから委託している業者、そういう3者でもって話し合い、どうしたら解決できるかということを今後ぜひそういう話し合いをしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それで、今一番ここで問題になっている置き雪です。置き雪というのは、やっぱり大変な問題です。いろいろと町民の中でも見解が違うのはわかりますけれども、町は最初からそんなことをしていたら、例えば除雪を少しゆっくりするとか、いろんなことをしていたら間に合わなくなるとか、いろんなことを言っているのですけれども、いろいろと町民の中にも除雪のことをじっと研究している方がいらっしやいまして、そんなことはないはずだという意見もあります。ですから、私は、実証実験というのですか、どれだけ時間がかかって、例えば入り口の雪を少しでも、一人の方が提案しているのは、よく2台通るのですけれども、1台通って、そしてその後にロータリーというのですか、雪を取っていく、入り口を取っていく。そんなに、決して町が予想するほどのことではないのではないかと、その実証をしているわけではないので、そういうことをやってみてはいかがかなというふうに思っています。

そして、本当に入り口が、それは地元の方が、俱知安だったかと思うのですけれども、雪対策やっている方が自分は小さいときから除雪車が通るのを待っていて、朝暗いときから待っていて、そして除雪車が通ったらスコップを持って行ってすぐそれをかかなかつたら、道が塞がれていて通れなくなる。だから、それが自分の決まったというか、ずっとそれをやってきたので、そんなものだと思っていたということをおっしゃっていましたが、町民の全部がそうできませんし、最初に申し上げたように、いろんな人がこの町に入ってきますので、雪対策というのはきちっと検討して、ここまでやったということをしなければならないのではないかなと思っています。

そして、これ最終結論出ていないのですけれども、いろんな角度から検討した内容です。これはそんなに、30ページぐらいのものなのですけれども、ニセコ町もぜひこういう専門家も交えて、この町にとってどうすれば安全、安心に暮らしていけるか、住み続けられる町になるか、それを真剣に検討していかなければならないのではないかなと思っています。実際に雪のこのために、第一は雪なのですけれども、それから病院問題があって、そしてこの町を離れていった方はもう10人以上いらっしやいます。ですから、住み続けられる町にするにはどうするか。ニセコ町は非常に新陳代謝が激しいというか、盛んだと言われてはいますが、高齢、75歳を大体限度として、この町を出ていきたくないけれども、出ていかなければならないという方たちもたくさんいます。ですから、住み続けられるにはどうしたらいいかということを町としてもぜひ検討していただきたいと思っています。町長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 基本的にニセコ町の町道、国道、道道もありますけれども、置き雪を全て対策するというのは現状では不可能だと思います。雪とともに暮らしていくというのは、豪雪地帯のみんなが助け合っていくというのは我々の町のこれまでのずっと歴史でありますし、ただご高齢の皆さんについてはやっぱり相当負担になるのではないかと、ニセコ町高齢者住宅前通

路除雪費扶助事業実施要綱という要綱を定めて、町として障害ある方、あるいは70歳以上のご高齢の世帯のみで構成して除雪が困難と認められる方々につきましては応援をさせていただいているものであります。高齢者住宅前の応援制度について、もう少し例えば拡充するとかいうことは検討に値するというふうに私は思っておりますが、これだけ雪が降る中の置き雪を全て解消するというのはそもそも無理な話だと私自身は思っております。また、置き雪対策として一部都市においては除雪をきちっとといいますか、深く降った分を取らないと、逆に圧雪するという事でどんどん、どんどん高くしていくことによって置き雪をなくそうという試みをするという話もお聞きしておりますが、例えばこの間のように雨が降ったりなんかするとぎくぎくになってしまっただ変な目に遭うということから考えると、なかなか都市部の一部で実験しているような置き雪対策というのは難しいのではないかとこのように思います。

また、情報収集は引き続き行ってまいりますし、何かいい案等があれば、また検討したいというふうには思っておりますが、全て町道については町の責任だから、全てその雪は町が持っていかというのは、そもそもみんなが使う道路をみんなで守っていくという住民自治の趣旨からも外れる話だというふうに私自身は思っておりますので、また今後ともご協力をいただきながら進めてまいりたいと、このように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） 町長最後に、みんなでの雪問題守っていく、雪対策を検討していくということは全くそのとおりなのですが、ただ現実問題としてこれは本当に命にもかかわる深刻な問題だと思っております。それで、最初から全部置き雪を取ってしまうのは、そんなことはできないというふうにおっしゃっています。一部でもいいですから、実証実験やってみて、本当にそれだけかかるという。これできない。それから、経費がどのくらいになるのか、そういうことも検討というのですか、調査することはできないものなのでしょうか。

私は、高瀬課長に置き雪処分したらどのくらいに、全くこの町を処分したらどのくらいになりますかって伺ったときに、済みません、高瀬課長、真剣でそのときお話ししたのかどうかわかりませんが、あと予算が5,000万円あったら全部解決できますよとおっしゃったのです。5,000万円というのは大変な金額なのですが、それはどこに根拠を持っておっしゃったのかわかりませんが、一部例えば町民から協働というか、出資してもらおうとかということも、全ていろんな選択肢というか、考え方もできると思いますので、毎回毎回同じ質問しても同じ回答ばかりなので、進歩がないのですけれども、何らかのアクションというか、解決策を検討していただきたいと思っています。そして、ニセコ町の現状を踏まえた雪対策はどうしたらいいかということの研究していただいて、そしてそういう話し合いを持っていくのがこれから必要ではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋 守君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。

齊藤議員からどのくらいかかるのかというのを試算をしてみたらどうかというお話でしたので、少しだけお話しさせていただきますが、例えばショベルにつきましては、ショベルって排土板ついて

いるやつです。1時間当たり大体2万4,200円の経費が必要になります。それで、除雪の延長ですけども、斉藤議員、町の中でなくて郊外のほうのお話を特にされているかと思いますが、108キロ、ダンプで除雪をしております。ダンプで置き雪を処理するのは不可能なので、別な機械が必要になるということでございます。そのショベルの通常移動時間というのがあるのですけれども、108キロを仮に平均速度30キロで走った場合、これだけで時間が3.6時間、1回につき1周するのにかかるという試算をしまして、雪の降雪ですけども、南地区については大体年間47回、川北のほうについては年間62回ということで試算しますと、移動費用だけで453万円ほどかかると。そこで、プラス例えば置き雪の処理するのに1カ所3分程度見たとしますと、大体南で5万7,000円程度、川北のほうで7万5,000円程度かかるという試算を私のほうでは出しているところで、これは1カ所当たりの話ですので、これを例えば100カ所やったとすれば、450万円と660万円の一千数百万円近くかかると、これはたった100カ所の話なので、私も置き雪の場所ですか、生活道路の数は申しわけないけれども、勘定したことはないです。恐らく何百という数字があるのだらうと思いますので、それで数千万円は楽に超えるという処理をします。プラス町の中の置き雪を全て排雪により行うとすれば、先ほど斉藤議員2億4,000万円と言ったけれども、1億4,000万円です。町道になっております。これに5,000万円とか付加されると相当の財政的にもご負担になるのですけれども、実は除雪業者も労働力の不足が今深刻化しておりまして、ことしのシーズンからある1社については縮小せざるを得ないような業者もありまして、その分別な会社が補うというようなぎりぎりの中で今やっているところで、機械をふやして実施するというものなかなか難しいのかなど。また、時間です。うちのほうは5時から8時までの間に実施していただきたいというふうにお話ししていますが、到底8時までの間に置き雪も処理するということが不可能に近くなって、結果的に通勤とかには間に合わないというふうなお話も業者さんとはさせていただいているというところでございます。

いずれにしても、札幌市さんが何十年とこの問題が取り上げられて、先ほど議員もおっしゃったとおり、結論がない状態でございます。ニセコにつきましても、斉藤議員から何度かご質問もあり、以前の議会議員さんからもあったかと思いますが、これを即刻結論を出すということは非常に難しい問題であるという認識をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 次に、青羽雄士君。

○3番（青羽雄士君） それでは、私からは通告に従いまして、1件質問させていただきます。

SDGsについて。ことしの6月にSDGs未来都市と同時に町が提案したニセコ生活・モデル地区構想事業が認定され、国から2,200万円の財政支援、一般財源から300万円の補正を受け、事業構想策定委託等着手してきました。そこで、2点お伺いいたします。

1つ目、事業構想策定した内容。

2つ目、来年度以降の取り組みについてお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの青羽議員のご質問にお答えいたします。

本事業の目的につきましては、本町における慢性的な住宅の不足、住宅建設用地の不足などの課

題を少しでも緩和するため、市街地近郊にSDGsの理念を踏まえた新たな生活空間、ニセコ生活・モデル地区を形成しようとするものでございます。概要としましては、地域経済の活性化に資する環境配慮型住宅の建設、住みたい皆さんが住むことができないという住宅不足の解消、健康寿命対策も含めたヒートショックの予防とエネルギーコストの削減、地域運営組織などによる活発な自治活動などを含め、ニセコ町のブランド価値と申しますか、社会的な意義や価値を深め、住みよさを高めることを目的としたものでございます。事業構想内容の主な点につきましては、策定内容につきましてモデル地区の概要の取りまとめ、それから概略設計の樹立、整備を構想する建物、これらの一部のモデル設計、概算事業における収支シミュレーションであり、来年3月までに取りまとめをすべく、現在作業を進めているところでございます。

次年度以降の予定でございますが、広い面積での整備となることから、第1工区、第2工区などと整備エリアを複数に分け、本町の実情に配慮しつつ順次進めていくことを想定しております。また、下水道等のインフラ整備のスケジュールや国等の補助金の活用も含めた資金スキームの確立なども踏まえ、今年度の事業構想策定後に基本設計、実施設計と進めていく予定としております。こうした作業を進めるに当たって、町民皆様を交えた議論はもちろんのこと、ニセコ町土地開発公社や宅地造成などの研究機関、先駆的な取り組みを行う民間事業者などに入っただき、推進会議を設立し、計画の熟度を上げていきたいと考えております。なお、この推進会議の準備会につきましては既に開催をさせていただいており、現在のところ土地の造成工事が始まる最初の工区で早くとも平成33年度を見込んでいるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） それでは、私のほうから本当に町民が関心持っているような単純な質問を何点かさせていただきます。

まず、答弁の中で、この事業構想の内容は3月末までにまとめるとのことだということでした。先日我々議員も政策案件の説明によってある程度具体化した内容を聞いているところではございますが、まず想定している9ヘクタールの用地の件ですけれども、一度道新の報道か何かで駅前というような報道もありましたが、これはさくら団地や運動公園の隣接地で想定しているということで間違いないのでしょうか。

それと、用地取得に当たっては、取得費、それから造成するに当たって下水道等のインフラ整備、それらかかる財源です。これは、土地公社の基金を活用しようと思っているのか、それとも土地公社の財源なんかは全く当てにしないで、国からの地方創生推進交付金だとか、そういったものをうまく利用するような財源を見つけて充てようと考えているのか。

あと、このSDGsに認定されたことによって、ニセコ生活・モデル地区構想、これはいつまで国の財政支援が得られるものと認識しているのか。一応これ2030年までの開発目標というふうになっている中で、どういうふうになっているのか。

また、最後に、ニセコ生活・モデル地区構想、これの例えば先進地というか、ニセコがモデルにしている都市なり、そういったものが実際にあるのか。あるのであれば、どこなのか教えていただきたいと思っております。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、9ヘクタールの実施場所ということについては、ご指摘のとおりで、駅前ではなく運動公園の近くのさくら団地の周辺というような考え方をしております。

それから、用地の取得、下水道整備等々ということについては、一つの補助金で全てということは、それは無理ですので、例えば下水道については下水道のところと相談しながら補助金を活用していくですとか、それから用地取得については、これも確定しているわけではありませんが、土地開発公社の資金を活用するというのもあり得るかもしれません。それから、青羽議員のご指摘のように地方創生の交付金を活用して基本設計等を含めて今獲得すべく準備をしているというようなところでございます。

それから、モデル地区のことに関してのそれに決まった補助金があるのかということでございますが、SDGsモデル地区として確定した補助金については、ことしの100%の交付金のみということで、なのですけれども、同時にさまざまな省庁で既にある、それからこれからできるような補助金の部分については優先的に採択させてもらうべく情報が来ているということではあります。ただ、SDGsということだけで来ている補助金についてはこの単年度のみということでございます。

それから、街区の先進地ということなのですが、これはこの街区をそのまま持ってくるということではありませぬけれども、一つモデルと考えているところについては、ドイツフライブルクのヴォーバン地区というところがあって、エネルギーも有効活用しながら、何十年たっても地域の価値が下がらないと、消費するだけの建物ではなくて、何十年たっても価値があって、子や孫の代にも引き継いでいけるだとか、それから売買しなければならないときにも建てたときの価値が下がるということが余りない、ヴォーバン地区というのはそういうような住宅形成をしております、それらのものが一つのモデルになっているということは事実でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点、国の制度がずっと続くのかということですが、基本的に今回のSDGs未来都市構想、それから地方創生、こういったものにつきましては政権交代がない限りは続くと思えますし、一般的には政権交代がたとえあっても、その時点で約束したものについては約束期間はきちっと国はこれまでも継続してやっていますので、我々が国との協議の中で進めていることについては国のほうも最終まで応援いただけるものというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） 想定のお話なので、どういった想定でいるのかお聞きするのですが、大体33年ごろには造成を始めたというようなお話でしたけれども、となれば分譲というのはいつごろ想定していて、また区画、一戸建て住宅建てるような、そういった区画の販売元というのですか、それはどこが請け負うのを想定しているのか。

あと、お話聞いて、政策案件の説明によりますと、高気密、高断熱の住宅を建てていただくのだと、地元の建設業者にお願いすればお金も循環するしというようなことで、十分理解しているので

すけれども、建設費がかさむと、高気密、高断熱ということは建設費も普通の物件よりはかさむのでないかと想定します。その中で、町独自の例えば助成なり云々ももちろん想定しているということなのか。

また、最後の1点として、これは単なる分譲ではないのだというようなお話がありましたけれども、行政の努力によってニセコ町民はCO<sub>2</sub>削減だとか、環境対策に対しては非常に意識は高いのでないかなというふうに思っていますし、またコミュニティーというのですか、そういった部分でも町内会の組織率だとか、そういったものも決して低いように思わない。その中で、町が提案したものが採択されて、これに走るという中で、この一番の違いというものは何なのかというところだけお聞かせください。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 33年には何とか土工事を始めていきたいということでございますが、そうすると34年ぐらいにはもう分譲開始ということに第1期はしたいと思っておりますけれども、ちょっとその辺が資金スキームだとか、今後立てる計画の中でどのように変わっていくかということとは3月までにはある程度めどを立てたいと思っているという状況が実際のところでございます。

それから、高気密、高断熱にすると当たり前前に建設費が上がるけれどもというところのお話でございます。これについては、この住宅の高気密、高断熱については長野県のほうでは既に先行してスタートしていると、分譲という意味ではないですけれども、先行しているということで、同じ仕様の例えば建物の大きさだとか、間取りだとかいうことが同じ仕様であって、片方が高気密で片方がそうではないと、高気密の場合はこれだけ高いというようなこともお見せするということがもう一つニセコ町として実施する予定をしている中身でございます。どういうことかといいますと、高気密にすることによってエネルギーコストが削減されると、これがトータルの長い年月で住むところのトータルのコストで見ると、結局はそちらのほうがお得であって、かつ最終30年住んだ後も先ほど申し上げたように建物の価値が余り下がらないということでもありますから、そちらのほうを選ぶというようなことを想定しております。

なので、高気密、高断熱で建てると、この街区についてはそれを義務づけたいと考えておりますが、ちょっと話が行ったり来たりして済みませんけれども、街区以外に来年度できれば早目に条例を制定準備をさせてもらいたいと思っておりますが、市街地といいますか、街区以外の場所についても建物の燃費性能を施主さんは町に届け出なければならないというような条例を考えようと今しているところでございます。それについては、例えば私が新しい家を建てるというときにはこの建物の燃費性能をニセコ町に届け出ると、そういう条例でございます。それに当たってはどういうことになるかという、私が頼むA工務店さんに、ニセコ町ではこういうふうになっているので、この燃費性能を計算して出してくださいということをお願いすることになります。その工務店さんは、そういう技術をきちっと持っていなければならないということもありますので、それらのところについてはニセコ町では研修その他の中で何とかカバーしながら、そういう燃費性能をきちっと出せるようなニセコ町の状況にした上で、この条例を制定したいと思っております。そういう取り組みについては既に長野県では成功しているといいますか、うまく回っているという状況でございます。

て、私どものほうもそれらのところと合わせる形でニセコ町内にもそういう条例を設け、かつこの街区についてはそれらを義務づけた中で燃費性能のいい、CO<sub>2</sub>をなるべく出さない、トータルコストとしてはお得になる、そういう住宅を目指していきたいと考えているものでございます。すみません。説明が下手で長くなってしまいました。

それから、分譲の販売元はどこになるかということでございますが、これもさまざまな形が想定されると思います。土地開発公社が分譲の担い手になるということもありますし、場合によってはそこは売らずに、お貸しするということもあり得るかもしれません。もしくは例えば住みかえ用の住宅として町が整備するということもあり得るかもしれません。その辺のところについても、大変申しわけありませんが、3月までの間にはある程度の形として取りまとめてまいりたいと考えているところでございます。

それから、最後のただの単なる分譲ではないというところが第一に何が違うのかということでございますが、SDGsの理念にのっとりましてといいますか、エネルギーをなるべく使用しないですとか、先ほども申し上げましたようなコミュニティーの関係ですとか、それから高気密、高断熱の住宅群を造成するモデルにするですとか、それらのものの環境モデル都市の方向性と見合ったものをつくっていくという意味でこれまでの単なる分譲とは違うものになるのではないかとということでございます。

それから、今ちょっとメモが入りましたので、すみません。建築費に独自助成想定しているかということなのですが、基本的にはトータルコストとしてどちらを住民の方が選択するかという形をとろうと考えておりますので、現段階で例えば高気密、高断熱によって上乘せになる部分についての助成ということについては現段階では想定はしておりません。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、三谷典久君。

○6番（三谷典久君） それでは、通告に従って、2件質問いたします。

まず初めに、原発避難計画の実効性についてお伺いいたします。去る10月18日、泊原発を再稼働させない北海道連絡会が後志管内自治体訪問、要請の一環としてニセコ町を訪問し、林副町長らと懇談しました。このときの懇談で、原発避難計画に関するさまざまな指摘事項がありました。特に以下の指摘事項についてどのように考えるか。

1、避難計画のもとになる想定地震がいかなる断層によるものか明らかにされていないが、北海道によれば留萌沖断層により後志で震度6強の地震が想定されており、その被害状況がシミュレーションされています。シミュレートされた被害状況のもとで避難は可能と考えるか。

2、北海道新聞報道では、道央のバス会社6社の取材で、原発事故のバス輸送について2社ができない、4社が難しいと答えたとされています。避難計画は避難バスによる避難を前提にしていますが、原発事故時にバスの運行が確実にできると考えるか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの三谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の原発避難に関して留萌沖地震の発生によって後志地域が震度6強の揺れになると想定さ

れた場合に避難することが可能かについてでございますが、北海道地域防災計画やニセコ町地域防災計画原子力防災計画編、避難等措置計画に基づく避難経路に従って避難することとしております。この場合、主要避難経路として国道230号及び道道66号を予定しているところであります。避難が可能かにつきましては、道路の被災状況に応じて道路管理者である北海道開発局や北海道などと連絡をとり、安全に通行可能な避難経路、または代替経路を確認の上、対応してまいりたいというように考えております。

また、2点目の原発事故時にバス運行が可能かについてでございますが、北海道では原子力災害時の住民避難を円滑に行えるよう、平成27年10月に一般社団法人北海道バス協会と連名で住民避難用バス要請運行要領を作成し、バス運転手の安全確保を大前提とした運行ルールを定めているところであります。ご指摘にあります北海道新聞報道によるバス会社の回答については、大きな懸念要因であるというふうと考えておまして、町としても確実に町民皆さんの避難ができるよう、北海道に引き続き要請を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 原発事故による避難計画において、地震が原因で原発事故が発生した場合、地震による被害の影響というのを考慮する必要があるのではないかとこのことを指摘したいと思っております。ことしの10月22日に行われた原子力防災訓練では、台風の接近、上陸、それで泊3号機が事故が発生したという想定でした。昨年の平成29年度の原子力防災訓練では、後志地方西部を震源とする地震が発生するという想定で実施しているわけです。そのとき震源地、規模、後志管内の震度が想定はされています。しかし、地震の被害状況というのは一切考慮されてはいないわけです。ここで問題にしたいのは、北海道は地震、津波に伴う詳細な被害想定調査を平成24年度から振興局単位で進めていると、その資料によりますと地震による被害は避難計画に大きな影響を及ぼすことが考えられると思えます。

この資料なのですが、平成28年度地震被害想定調査結果概要というのがありまして、これによりますと、まず想定している地震なのですが、後志管内で人的被害が最大となる地震として北海道留萌沖地震によるものであると、これは留萌沖の活断層によるものです。このときの設定では冬の早朝5時との設定で、地震動は震度6強から震度7で、まず建物の被害としては全壊棟数が819棟、半壊棟数が3,617棟、人的な被害として死者が36人、重軽傷者数が623人、避難者数が2万700人というふうに出ています。さらに、主要道路の被害箇所数として12.5キロ当たり1カ所、15メートル以上の橋梁の不通、通行支障箇所の割合が1.85%、総数673カ所、上下水道の被害箇所数の割合が3.7キロメートル当たり1カ所と、こうあるわけです。これは、つまり道路あるいは橋の損壊によって車での避難が不可能となることも考えられるわけです。しかし、避難計画は道路の損壊が全く考慮されずに進められているわけです。先日の避難訓練においても白石まで行ったということですが、こういうシミュレーションに基づいて考える必要があるのではないかと。このシミュレーションを考えた場合に、今の避難計画では車で避難するのだとだけいっているのだけれども、実際に避難することができないということもあり得るのではないかと。その辺どうお考えになっているか伺いたいと思えます。

それから、もう一つ、避難バスの運行について質問しました。結局北海道とバス協会が協定結んでいるということです。運行要領というのがあってやっているのですけれども、問題はこのバスの運行に関しては町村はまず北海道にバスを要請すると、北海道はバス協会に対してバスによる住民輸送を要請すると、バス協会はバス事業者にバスの運行をこれまた要請するのです。全てが要請に基づく、つまり強制力はないわけです。そういうもつで、北海道新聞のアンケート調査では、バス会社6社の取材では、原発事故時のバス輸送について2社ができない、4社が難しいと答えたというわけです。要請されたときにできませんと言つたら、それでもう終わりだということですよね、強制力ないわけですから。ということは、バスの運行というのが、これも不可能ということも起こり得るのではないか。その辺をどのようにお考えになっているか。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 今三谷議員のご質問のとおり、そのお話をされると相当厳しく感じます。私も恐らく想定外のことが相当出てくるというふうに思います。ただ、今北海道が出されている平成28年度のこの資料を見る限り、私も今出されている根拠についてはなかなかわからないところがあります。この辺については、今後北海道を含めて確認をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、現段階においては、国に対して指定の避難箇所について避難通行ができないという場合については、北海道とか、あと各市町村の必要性に応じて、実動部隊である自衛隊とか、あと警察、消防、あと海上保安庁などに支援を要請するというに現段階はなっておりますので、通行できない場合を想定した場合については国の実動部隊に要請をするしかないかなというふうに今思っております。ただ、先ほど言ったような調査結果については、具体的なところがまだはっきり示されていないので、今後町としてもそこは北海道に確認したいというふうに思っております。

あと、バスの部分につきましては、バス協会が北海道と協定を結んでいるという形なのですが、現段階においては町が北海道に対してバスの要請をするということになっております。今バス協会に加盟している件数といたしましては120社、これは平成29年の9月30日時点のデータなのですが、120社がありまして、バスの台数としては5,809台、今一応持っているということになっています。そのうちの乗り合いが3,558台ありまして、貸し切りが2,251台という形になっています。ただ、今三谷議員がおっしゃったように、非常事態で道路が通れなくなったときには全く意味をなさなくなるというのはもっともなことだというふうに思っておりますので、この辺については今後北海道に確認をしながら、体制を確立させていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思つます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 先ほど地震等も考慮して避難計画すべきだという話がありまして、いろんなシミュレーションが可能ではないかと思つますが、避難が実際にできないことがあるのではないかと。それは、そのとおりだというふうに思つます。いかなるシミュレーションをし、いかなる計画を立てても、現状では想定外のことという世の中たくさん起きております。まして、先ほども述べ

させていただきましたけれども、実際に福島原発においては、バスはもとより、食料を配達するトラックの運転手さえもそのエリアには配達できないということで断られて、全て職員がそういうことまでやったという自治体もあるわけでありまして、放射能と申しますか、原子力発電所に関することについては相当シビアな覚悟を持っているんな対応をせざるを得ないのではないかというふうに私自身は思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） まず、バスの話ですが、先ほどは仕組みの中で要請ということで強制力ないものですから、問題ではないかということを行いました。それから、もう一つ問題になってくるのは、UPZにおけるバス避難に当たっては安全管理基準のもとで運行が行われるということになっています。民間バス運転手の被曝線量限度というのが年間1ミリシーベルトとされている。これは、一般人として扱われているわけです。だから、要するにバスの運転手さんだから何とか来てくださいと言ったところで、この線量とか、そういった安全性が確保できなかったら、これは無理だということになるわけです。それもやっぱり考えなければいけないということが1つあるということ。

それから、先ほど実動部隊、警察、自衛隊ということが出てきました。これに関しても、道新の記事の中に、避難計画によれば民間バスの協力が得られない場合北海道が政府を通じて自衛隊、警察などの実働組織に車両での住民輸送を要請すると、こうありました。避難することがなかなか難しいとかということ考えた場合に、多くの人が自衛隊、消防あるいは警察が助けに来ると考えている人は多いと思うのです。だけれども、これにもやっぱり問題があるのではないかと思う。まず、消防庁の活動対策マニュアルというのがあって、これによる被曝線量限度として人命救助等の緊急活動においては100ミリシーベルト、繰り返し活動を行う場合は5年間に100ミリシーベルト、ただし任意の1年に50ミリシーベルトを超えるべきではない。こういうふうに限界があるわけです。自衛隊員の場合はどうかというと、年間被曝線量は自衛隊内規によって50ミリシーベルトと決められていると。このように、救助する側にとっても安全をやっぱり確保しなければいけないということが大前提になっているということ私たちは知らなければいけないと思う。だから、最後は誰か助けに来てくれるのだと、その最後は自衛隊だ、警察だ、消防だといっても、その人たちにとってもやっぱり安全が確保されなければならない。そういうことを考えたら、放射線量によっては避難どころではないということが起こり得るかもしれない。そこまで考えなければいけないということです。

それから、最後にちょっとお話ししたいのですけれども、そもそも新規制基準に避難計画が含まれていないわけです。これは有名な話です。私が注目しているのは、2013年6月、古い話ですが、規制基準の発表に際して原子力規制委員会の前の委員長である田中委員長がこう言ったのです。あくまでも地域住民に対する防災計画の責任は市町村長や知事にあると、こう発言しているのです。これだけ避難計画というのが、今いろんなシミュレーションしました。言いました。避難できるかどうかわからないというような中で、町村に責任がおっつけられている。そういうような状況の中

で、町長はこういう状況の中で責任をとることができると思いいになっているのか。先ほどから言っているこのシミュレーションに関しても根拠の確認をする、もちろんそれもしていただきたいのですけれども、こういうことがあるということでもって、北海道をひっくるめた中で、ここに原発ありますから、避難できないかもしれない。町村自体、我々はそんなこと責任とれませんよと訴えていかなければいけないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 三谷議員が言っていることは、そのとおりであります。避難できるかという、それはそのときにならなければ実際問題わかりません。どんなことがあるかわかりませんので。だから、そういう面では私たちはこのエリアで30キロ圏で近くにいるわけでありまして、農業と観光という大切な産業を持っている地区です。そこが全町避難を行うという事態が覚悟として住民皆さん共通の理解としてある場合は、そういった動きをすればいい。しかし、そういったことの覚悟が持てないのであれば、それなりの行動をすればいい。私自身はそう思っています。今現在ニセコ町がつくっている避難計画が完全なものであるとは全く思っておりません。そういった覚悟を今度住民の皆さんと共有しながら、今後の対策を講じていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） では、次の質問に移ります。

次は、SDGsについてです。平成30年3月23日付で、ニセコ町は内閣府の公募に対してSDGs未来都市等提案書を提案しました。SDGs未来都市とは何か。ニセコ町としてどのように取り組むのか。この取り組みの中のニセコ生活・モデル地区構築事業とは何か。

2、この提案書内容の意思決定はどのように行われたのか。どのような情報や案に基づき、どのような判断を踏まえ、どのように考え、いつ判断したのか。

3、この提案書内容の情報提供は、議会に対し、いつ、どのような範囲で行われたか。

4、平成30年8月第1版、SDGs未来都市計画が町ホームページ上に公開されています。この計画内容はどのように策定され、これは案ではなく公式文書なのか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの三谷議員のご質問にお答えいたします。

SDGsとは、持続可能な開発目標と訳され、2015年に国連において150を超える国々が合意をした国際目標ということでございます。この目標は、例えば貧困をなくそうや全ての人に健康と福祉をなど、17の項目の目標があり、2030年の実現を目指そうとして世界各国において、国や自治体のみならず、民間も含めてこれに取り組みを始めているところでございます。日本もこの目標に合意しており、ことしこれらの目標に先導的に取り組む自治体を国が募集し、選ばれた全国29の自治体がSDGs未来都市と呼ばれ、ニセコ町もその一つとなっております。

ニセコ町では、これまでも環境モデル都市としてSDGsを目指す目標、例えばエネルギーをみんなに、そしてクリーンに、あるいはパートナーシップで目標を達成しよう、これは住民参加のことも含めてであります。などまちづくりにおいてはまさにSDGsが目指す取り組みを住民の皆

さんとともに進めてきたものだというふうに考えております。このため、これまでのまちづくりをさらに前へ進める取り組みそのものがSDGsの取り組みになるものというふうに捉えているところでございます。SDGsに取り組む上で、今回その中心に据えた事業がニセコ生活・モデル地区構築事業でございます。これは、平成28年3月に策定したニセコ町自治創生総合戦略の中で位置付けております住宅の整備、確保とストックマネジメントという項目を具現化する事業の一つでございます。本町におけるSDGsの取り組みが住宅整備の促進や省エネ、経済循環、コミュニティの醸成など、さきに策定した自治創生総合戦略の取り組みを実現することにつながっていくものと考えております。

次に、SDGsに取り組む意思の決定過程でございますが、まず国においては一昨年5月にSDGs推進本部が設置され、国におけるSDGsの推進活動がスタートしております。その後昨年12月の閣議決定によって、国における地方創生総合戦略であるまち・ひと・しごと創生基本方針2017の改訂版にSDGsの取り組みが位置づけられたところでございます。この閣議決定の2カ月ほど前に、国がSDGsを推進するために各自治体からの提案を受ける予定との情報があり、担当課長にニセコ町としてどのような提案が可能かの検討作業を指示したところであります。SDGsは、これまでの本町のまちづくり基本条例の策定や相互扶助の理念、そしてこれまで進めてきた自治創生や環境モデル都市の取り組みと同一線上にあるものであり、これからのまちづくりを進める上でSDGsに取り組むことがニセコ町にとって大変重要であると私が判断をし、進めたものでございます。

経過であります。平成29年10月に行った予算編成方針説明会でSDGsに取り組むことを表明し、その後各地区などで開催させていただいたまちづくり懇談会でもSDGsに取り組むことをお話をしてまいりました。ことしに入り、2月下旬から今回の公募が開始され、ことし3月に事業応募をいたしました。その後国のヒアリングを受け、幸いにも6月にSDGs未来都市に選定され、加えて事業費について国の支援を受けることができる10の自治体の一つとしてニセコモデル事業地区の認定を受けたところでございます。この6月の事業採択を受け、7月には住宅整備予定近郊の住民の方をお訪ねし、街区整備に取り組む旨を説明させていただきました。また、同月、ニセコ町SDGs未来都市計画のパブリックコメントをスタートしております。また、あわせて、農業委員会に対し、新たな街区整備の実施について説明をしております。8月には広報ニセコで特集し、同月正式な計画をホームページで公表しております。このほか、10月にはSDGsに関する企画展、12月はまちづくり町民講座、また第1回SDGsモデル事業推進協議会準備会、また2回にわたり近隣住民の皆さんへの説明会を実施してきたところでございます。

なお、議会の皆さんに対しましても、ことし3月議会定例会の平成30年度町政執行方針にてSDGsの取り組みを町政の根底に据えて進める旨の説明をさせていただいたところであります。また、同月及び6月の議会議員の皆様への政策案件説明会において、SDGsに応募する旨及び住宅整備予定地の説明を行わせていただいていたところでございます。その後7月に開催させていただいた第5回ニセコ町議会臨時会において、SDGsモデル事業、住宅地整備計画に関する補正予算を提出、ご審議の上、可決をいただいたところでございます。

最後に、ホームページに掲載させていただいているニセコ町SDGs未来計画は、町が策定して内外に公表している公式文書でございます。計画の内容ですが、ニセコ町自治創生総合戦略や環境モデル都市アクションプランに掲げた目標を具現化する計画というふうに位置づけておまして、これら2計画の要素をあわせ持った事業内容となっております。特に環境、社会、経済の3側面の相乗効果を生む街区整備、ニセコ生活・モデル地区構築事業を計画の柱として今後とも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 丁寧な説明をありがとうございました。本当にお聞きしたかったのは提案書内容の意思決定であったのですけれども、それ以外にもかなり説明いただきましてありがとうございます。ただ、今回のSDGsに関して一番の問題と考えるのは、議会や町民との情報共有が不十分ではないかというところにあります。1つは、3月23日付のSDGs未来都市等提案書です。このSDGsに関する議会への説明は、6月7日の政策案件説明時にニセコ生活・モデル地区構築事業についての説明がありました。しかし、このとき提案書内容にかかわる説明は一切ないのです。それから、平成30年8月第1版、SDGs未来都市計画の説明も議会に対してはなされていないのではないかと思います。このSDGs未来都市計画というのは、先ほども公式文書だということで、提案書と違って計画として固まったものであるということですから、やはりこれはきちんと議会に対して説明すべきものだったのではないかということをお私強く思うわけです。

それから、SDGsの取り組みというのが自治創生に位置づけられているということになりますと、自治創生協議会、これは行政報告の中で9月25日に開催されたということが報告されておりました。この自治創生協議会というのは、第三者の意見を求める場であって、事業の推進にかかわっては事業の計画段階から本来は関与すべきだったのではないかと思います。この提案書や計画作成に自治創生協議会がかかわっていたのかどうかお聞きしたい。

それから、先ほどの答弁の中にありましたけれども、ことし3月の町政執行方針において、町長はSDGsを町政の根底に据えると述べています。町政の根底に据えるというのはどのような意味か、ここ一番大事な部分だと思うのですけれども、詳しい説明がない。そこは、やっぱり大事だと思っています。

それから、最後に質問したいのですが、SDGs未来都市計画についてなのです。これが結局SDGsに関する計画の全体像をあらわしていると思うのですが、この計画、SDGs未来都市計画というのは大きく2つに分かれます。1つは全体計画で、もう一つが自治体SDGsモデル事業、先ほどの質問にありましたニセコ生活・モデル地区なのです。この全体計画について私ちょっと質問したいのですが、全体計画もよく見ると、初めに2030年、あるべき安心に向けた優先的ゴールというのがある。私は、ここの部分が一番大事でないかと思っています。そのゴールも大きく3つに分けられている。経済、社会、環境なのです。そのそれぞれの中にいろいろなゴール、目標があるのですけれども、例えば環境でしたらCO<sub>2</sub>削減とか、これは今までやってきたことの延長線上にあると思う。それから、社会に関していえば、例えばまちづくり基本条例にかかわる情報共有だとか、そういったものになると思う。私がここで注目しているのは、経済の分野での取り組みの目標

としている部分があります。それは、1つは地域経済牽引事業、それからもう一つは生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画、この2つ、ちょっとお聞きしたいところがあります。

まず、地域経済牽引事業なのですが、これは地域未来投資促進法に基づいてニセコ町は基本計画を策定して、国の同意を得ていると。それに対して事業者が事業計画を策定して、北海道に出して、それが北海道が承認した場合に、北海道税である不動産取得税の減免措置ですとか、あるいは地方創生交付金の活用などさまざまな支援があるというものなのです。これに関しては、もともとのニセコ町の基本計画というのがあって、ここで1件当たり平均4,000万円の付加価値を創出する地域牽引事業を3件つくり出して、促進区域での1億9,200万円の付加価値をつくり出すことを目指すとあるわけです。今回のSDGs未来都市計画の中で、これの新規事業件数として2030年までに7件と設定しています。この7件というのはどのような根拠に基づくのか。この場合の地域経済牽引事業としてどのような事業を想定しているのか。その場合に、既存の観光事業者が施設の再生可能エネルギー、あるいは省エネルギー対応の設備の更新をする場合に支援をするというようなことを想定しているのかどうかお伺いしたいということ。

それから、もう一つの生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画というのがあるのですけれども、これは地元中小零細企業への設備投資ですとか、生産性向上対策の支援をするものと理解しているのですが、ニセコ町はこれに関しても導入促進基本計画というのを策定していて、ことし6月19日付で国の同意を得ています。ことしの6月議会で、町税条例改正によってこの制度による固定資産税の特例率をゼロにしているということを復習しました。ここで事業者は先端設備導入計画を策定するのですが、SDGs未来都市計画の中でこの認定件数が2030年までに12件、こういう目標があるのです。この件数の根拠とどのような事業を想定しているのか。それから、今回の行政報告において先端設備導入計画の認定が2件とありました。この2件はどのようなものなのかお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） すみません。全然メモし切れなくて、きちっとお答えできるかあれなのですけれども、まず意思決定過程においてということで議会に説明すべきものというお話をいただいております。このことについては、確かに最低限パブリックコメントは実施させていただきましたが、それから計画内容の中で一番重要視しているニセコ生活・モデル地区のこんなところにこんなことをしたいというお話については6月の案件等説明会でもさせてはいただいたということではありますが、計画本体そのものということについて詳細にご説明したことがなかったということは確かです。そこについてはすべきだったところだろうというふうに思います。ただ、本当に重要なところについては細かく規定というか、まだ決まっていない中身も含めていろいろお知らせしたつもりではおります。

それから、自治創生の部分で書き込んでいることの内容の具現化ということでございまして、この9月の自治創生の協議会の中でということで、ちょっと今記憶にないですけれども、話題にはさせてもらったかもしれませんが、それを細かく云々ということでどうすべきというような話し合いをしたということはなかったと確かに思います。ただ、今後の協議会の中では、KPIの中

身も含めて評価していくということですので、今後開催する中でもその辺のところは実施してまいりたいと考えているところでございます。

それから、町政の根底に据えるところはちょっと別にしまして、計画の中身のところで2030年にあるべき姿というところで経済の部分で挙げた件数というのは、もともとそれぞれの根拠として上げている計画書、たしかそれは5年間の計画だったかと思えますけれども、この計画については30年までということなので、それらを件数あたりでこの辺までは想定できるだろうということで挙げた数字でございまして、そのプラス4件なりが、特に観光事業ということになるかと思えますけれども、こことこの事業者だということで細かく想定している数字ではございません。それから、それについては先端設備等導入計画認定件数の部分についても同じ状況でございます。

ちょっと答えていないところもあろうかと思いますが、まずは以上でございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） まず、北海道SDGs未来都市計画、こういった計画つくっておりますが、確認したところ、これにつきまして詳細なご説明を議会の皆さんにしていないということがわかりましたので、本当にそれは大変申しわけなく思っております。まず最初にこの計画を説明して、個別計画というのが流れではないかというふうに思います。以後気をつけて、なるべく計画については基本的に全てある程度まとまった段階で議会に説明するというのを習慣づけてまいりたいというふうに考えております。

それと、SDGsの関係の自治創生協議会には第8回の9月25日に開催した中で議事の中に入れて、SDGsの取り組みについてご協議をいただいて、報告をいただいております。

それと、根底に据えるということですが、これにつきましては私どもこれまでニセコ町まちづくり基本条例をつくり、住民自治、基本的人権であるとか、あるいは格差の是正とか、そういうことをできるだけ地域循環する中でやっていきたいということをやっと一貫してこの9年近くお訴えをさせていただいてきたところであります。私たちは、1922年に有島武郎が我々に置いていった遺訓、相互扶助、それはまさにSDGsと同一のものだと私は思っております。SDGsそのものが国連で採択されるに至る十数年の歴史はいろんな面ではありますが、例えば後進国、先進国から見れば後進国と言われる皆さんがどんどん、どんどん経済が拡大、成長する中で、おくれた地域、おくれたというか、後進国と言われる地域にあっては、先進国が農業を大規模化していく、どんどん、どんどん市場原理の中で食料を自給する農業でさえそういうことになっている。本当に小さな家族農業が地球からなくなっていくのか、やっぱりそういうことも大事ではないかという一つ一つの小さな国や生活レベルの問題、それからこれまで世界が資本主義社会がどんどん進むことによって長期経済低迷がずっと続いております。その結果、経済低迷と同時に格差だけは拡大をしていく、全ての生活の格差、これは日本国内もありますし、海外はもっと大きな格差がある。それから、先進諸国と後進国と言われるか、発展途上国との格差もどんどん開いていく。そんな中で、一方で経済成長という結果、海洋汚染を含めて地球環境はどんどん、どんどん悪化をしている。こういうことに対するいってみれば開発優先、お金優先社会に対するアンチテーゼがこのSDGsでないかというふうに私自身は思っております、こういったものを国連が先進諸国も含めて採択をしたというのは

大変重要なことで、この全体像を見ると私たちニセコ町がこれまで住民の皆さんと協議してきたまちづくり、乱開発をさせない、景観、環境を大事にしよう、そういう覚悟を持って決めてきた各種の計画や条例、それはまさにSDGsそのものではないかというふうに私は思っております。

国のヒアリングがありました。このときに私出させていただきましたが、ニセコ町が有島武郎やまちづくり基本条例ということをやっているのであれば、その中に書き込んだらいいのではないかという、厳しい先生方のヒアリングありましたので、そういう意見ありました。しかし、それは私たちの町では一つの文化というか、住民の中の慣習になっているのです。だから、私たちは今必要な環境、こういったものにシフトして今回計画を絞ってまとめさせていただきましたという形でご説明をさせていただいたところでもあります。そういった面で、私たちがこれからこれまで歩んできたニセコ町の歴史、そしてこれから行こうとする歴史というのはまさにSDGsそのものではないかというのが私が根底として表明させていただいた理由の大きな要因だということでご理解賜ればありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） すみません。1つお答え、まだほかにあるかもしれませんが、お答えしていなかったところで、経済の部分で先端設備等導入計画の認定の部分で既にあった2件というのは何かということなのですが、これは観光協会を含めた地元観光事業者の意見がこの計画にのっかってインセンティブを受けるという中身がその2件でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 再々質問に入る前に、1件飛ばしていますので、それをもう一回指摘します。地域経済牽引事業としてどのような事業を想定しているのかという中で、既存観光事業者が施設の再生可能エネルギーや省エネルギー対応の設備の更新をする場合、そういったことを想定しているのかどうか、もう一回お伺いしたいということが1つ。

再々質問に移ります。説明不足ということで、納得していますが、今回の未来都市等提案書ですとか計画見ますと、ニセコ町の売りとしてまちづくり基本条例、それから情報提供、それから住民参加というフレーズが幾つも何カ所にも出てくるのです。つまりこの部分がやはり評価されて、このSDGsが採択された要因として大きいと思うわけです。であるからこそ、なおさらのこと情報共有、議会あるいは町民、全てひっくるめて改めてやっていくということを確認したいと思います。これに関しては、まちづくり基本条例検討委員会においてはこの条例の形骸化を憂慮する声も出ています。そういうこともひっくるめて、今後この情報共有を密にしていくべきだと考えます。

その意味において1つお伺いしたいのが、7月の臨時議会で決定した補正予算で9月に契約していますニセコ生活・モデル地区構築事業構想策定委託業務がありました。この構想に関して今後議会、町民への説明あるいは合意形成というような形、どのような予定で実施する予定をしているのかお伺いしたいということです。

それから、先ほどの再質問のところでは答えが出なかったのですが、ちょっとしづらいのですけれども、

先ほどの既存観光事業者が再エネルギー、省エネルギーという、そういう設備投資をした場合にそれも想定しているのかということ。もし想定しているのであれば、そういう事業というのがこの地域経済牽引事業として認められる事項というのが3つありまして、そのうちの2番目に、まず高い付加価値が創出されるということで付加価値増加分が約4,000万円ということなのです。そういうような再生エネルギー、あるいは省エネという、そういう設備投資によって4,000万円という付加価値が生じるのかどうか。

それから、もう一つの要件として、経済効果ということで3つのうちのいずれかが見込まれるということが書かれている。それは、事業者間での取引額が促進区域に所在する事業者間での取引額が10%増加する。それが1つ。それから、もう一つは、促進区域に所在する事業者の雇用者数が1.7%増加する。それから、もう一つは、促進区域に所在する事業者の雇用者の給与支給額が4%増加する。今言った3つのうち1つということなのです。さっきから言っているそういうエネルギー関係の設備投資をすることによって、こういったことが果たして見込めるのかどうかあわせてお伺いしたい。

それから最後に、こういう目標が達成できなかった場合というのはどうなるのか。

以上です。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） またもしかしたら答えていないところあるかもしれませんが、まさに情報共有のことをたくさん書かせてもらったのに情報共有していないではないかというところは、反省すべきところではありますが、3月までにはある程度の概略設計的なものはでき上がりますけれども、住民の皆さんにもご説明は2度させていただきましたが、ちょっとお集まりも悪かったということも含めて、今近隣の住民の方には総会の中でまた改めて説明を聞くということについての協議をしていただくということになっております。それらも含めて、これから先はもちろん丁寧に、まだ本当に概略の状態でございます、たたき台ということでこの間も議会にお示しさせていただきましたが、どんどん、どんどんご意見いただく中でよりいいものにしていこうというつもりでございますので、まちづくり基本条例にのっとった住民参加というものを実施までの間には十分に積み上げてまいりたいと考えているところでございます。

それから、地域経済牽引事業の関係でございますが、採択要件で付加価値4,000万円以上云々というようにございまして、これについては今考え方の一つで、アクションプランの中でもまとめていますが、我々のほうとしては特にエネルギーの部分だとかということで、例えば事業者さんが、大きな事業者さん想定していただければよろしいかと思いますが、事業者さんが省エネ、再エネによってエネルギーコストを削減すると。削減したエネルギーコストの、これはまだ本当に想定でございますけれども、削減したエネルギーコストの半分は削減した事業者さんに入り、それがより一層のサービスに向けられると。しかし、コスト削減の例えばLEDつけたとします。そのLEDつけたことによって年間幾らかの削減がなされて、そのうちの半分はまた新たな事業推進といたしますか、サービスに向けられる。しかし、もう半分については雇用者の皆さんに振り分けられるというようなフィフティ・フィフティという考え方があるそうで、これらのものもニセコ町

の中でいかに導入できないかということも今検討しておりまして、アクションプランの中にもそのようなものを導入しようということで今策定作業を進めているところでございます。そういう意味からいきますと、地域経済牽引事業の部分で例えば省エネ、再エネ等の事業で該当、高い付加価値というところでございますが、省エネ、再エネ等で生み出した財源を雇用に向けていくというような形も1つあり得るのではないかという考え方はしているところでございます。

それから、目標が達成できない場合ということでございますが、これは今から達成できなかったらどうするというお話は想定をしておりませんが、達成すべく頑張っていくということが1つ、それから最終的にはある程度達成できなかった、ではどうするかという話になる。もしくは、目標以上に達成したということもあり得るのかなとは思いますが、現状で達成できなかった場合こうするというのを細かく想定はしてございません。

設備更新だとかの観光事業者も、これはもちろん想定の中に考えております  
以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、木下裕三君。

○1番（木下裕三君） 通告に従いまして、1件質問いたします。

9月に発生しました北海道胆振東部地震に伴い、北海道全体が停電となる異常な事態となりましたが、その際に重要な役割を果たした防災ラジオとコミュニティFMであるラジオニセコについて以下伺います。

防災ラジオの町内における貸し出しは、現在どのような状況でしょうか。

もう一点、ニセコ町内においてラジオニセコの難聴地区はあるのでしょうか。また、あるとすれば、どの地区なのでしょう。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

防災ラジオは、平成30年4月末現在で貸し出し総数1,814台、一般世帯の貸し出し率は77.1%、事業所への貸し出し率は96.2%で、全体では78.6%の貸し出し率となっております。ただ、本町には会社等の社員寮が多くあり、これらの独身寮の各部屋には設置していないところも多くあるため、貸し出し率自体は多少低く出ているものと思われま。

次に、難聴地区についてでございますが、明らかな難聴地区というものは特に指定をしておりませんが、放送局の開設準備の時点で字西富地区、字ニセコ地区などには地勢の状況から一部聞き取りにくい箇所がございます。これまでこのように防災ラジオが聞き取りにくい場所につきましては、附属の室内アンテナで難聴を解消いただき、それでも聞きづらい場合については室外、または屋外アンテナの設置を町予算で行ってきているところでございます。こうした難聴等につきましては、随時お問い合わせをいただき、対応させていただいております。また、町民の皆様におかれましては、難聴等の情報がございましたら、ぜひお知らせをいただければありがたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） ラジオ放送というのは、災害時における第一情報提供者として、ファース

トインフォーマーと言うそうですけれども、社会的な責務を果たす必要があるというふうに言われています。そういった意味においても、防災ラジオの貸し出し率、先ほどいただきまして、社員寮ということも考慮すると若干低く77.1というふうになってはいますけれども、限りなく持っている方、設置されている方を100%近くまで高めるということはやはり重要ではないかなというふうに考えております。以前もちょっと議会のほうで同僚議員のほうからも質問がありましたけれども、防災ラジオの貸し出し率、さらに少しでも。まだ持っていない。その必要性を感じている。今回の地震においてさらにそういった方々ももちろんいらっしゃると思いますし、それはどうしたらいいのだろうというような、もしかしたらどこかで思っている方もいらっしゃるかもしれません。そういった意味も含めて、さらにその貸し出し率を1%でも高めるための周知や広報というのを考えているのか、それをどういうふうにしていくのか、この点をまず伺いたいということが1つ。

それと、ラジオニセコに関してなのですが、今回非常にこの役割というのは先ほど申し上げたとおり重要だったなというふうに私自身考えております。実際に僕自身もずっと聞いていましたし、そのおかげで情報難民というふうにならなかった。また、もしラジオニセコなかったらどうしようかというふうに正直後々考えると、不安なことも結構ありました。そういった意味では、ラジオニセコ、今回の教訓として非常に重要性というのが増したのではないかなというふうに思っております。ただ、つい先ごろまでその体制に不安があった時期があったかと思えます。そういうことがあってはならないのではないかなというふうに私は思っています。そういった意味では、今後のラジオニセコの体制づくり、その強化方針というか、そういうものをお考えあれば、教えてください。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、配付率を高めるということについては、おっしゃるとおりでございます。定期的に広報、それからホームページ云々とやっていますが、だからといって格段に九十何%までいったとか、そういう実態になっていないのは確かでございます。これからもそれらの告知については定期的に行いたいと思えます。それから、こういう方法いいのではないかなというのがあれば、ぜひご教示いただければありがたいなと考えるところでございます。

ちなみになのですが、今回のブラックアウトがあった後からでいっても、現在までに新たに借りていなかった方が借りたというのは48台、新たに配付したという状況がございました。この方々については、確かになかったということで、今回のことで思ってということで役場に受け取りに来てくださったということでございますが、48台であったという実態がございまして、これからもそれらの部分は周知を続けてまいりたいと思えます。

以上です。よろしいですか。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） ラジオニセコの体制につきまして私のほうからご説明させていただきます。

ラジオニセコの重要性につきましてご評価をいただきまして、まことにありがとうございます。ご心配をいただきました体制につきましては、ご指摘のとおり課題がございましたけれども、現在

ラジオニセコに当初からおります職員1名、現在放送局長でございますが、それとことし採用いたしました放送局員2名、それと来年4月1日から採用を予定しております職員、この職員は今大学生ですので、木曜日から金曜日まで札幌から出勤してのアルバイト勤務になっておりますが、職員3名と1名アルバイトの体制で今行っているところでございます。よって、来年4月からは4名体制でラジオニセコを運営するという形になってございます。

放送事業、イベント等々進めておりますけれども、中でも災害対応につきましては、本当にことし災害が非常に多くて、特に胆振東部地震、また台風災害においてもその機能と対応が発揮されたのではないかなというふうに私どもとしても思っております。ただし、今回いろんな災害対応をする上で新たな問題もいろいろと出てきております。ご指摘のとおり、今回の教訓をしっかり押さえて、またその体制整備とともに災害対応の内容整備についても図っていきなというふうに思っております。災害対応強化、そしてラジオニセコとしての社会的な責務というもの、木下議員からもありましたので、それらの体制強化に向けましてまた充実強化をさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともご協力のほどお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 新規に48台というのは、非常にいい数字ではないかなというふうに思っております。

最後に、難聴地区に関して先ほど町長のほうからもご答弁いただきましたけれども、クリアに聞こえるということが重要なのではないかなということを見ると、根本的な対処ということも考えると、もちろんご存じかと思っておりますけれども、総務省の補助事業で3分の2のそういった事業もあるというふうに聞いておりますので、そういったものを利用したりとかして根本的な解決を図るという手もあるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） これまでも、先般も総合通信局の局長さんともお話ししたところでありますが、すぐというわけにはいろんな手続あっていけないと思っておりますが、将来的には、アンテナの位置をもう少し高い位置に上げるとシャワーのように落ちるものですから、以前スキー場のリフトに光ファイバーを添架してという事業があつて、それでちょっと動いて調整したことあるのですが、なかなか事業費がかさむということで、ちょっと保留になっておりますので、国の事業の中でもそういったものの模索を今後して、ある程度高いところから降らせることを検討したいと。

それから、もう一点、昔は各町村アンテナ1基ということになっていたのですが、現在改正になって、一つのラジオ放送局が同一町内で2つアンテナ上げてもいいですとか、あるいは稚内においては出力を倍増させて放送させている事例もあつて、特別な理由がある場合については出力アップも可能ということでありますので、今回のブラックアウトしたとき、ニセコ町内のみならず、かなり多くの皆さんが実はラジオニセコの放送を頼りに聞いていた。それから、車の中でも相当数の皆さん聞いていたという情報を受けておりますので、その辺また関係機関と協議しながら、少しでも皆さんに放送が届くような仕組みを検討してまいりたいと、このように考えております。

あと1点だけ、先ほどの関係で、とにかく寮がうちの場合は400を超えて、小さな部屋、小さなと言ったら大変失礼なので、適正な部屋にそれぞれ入っていて、1棟寮あれば、そこに1つは最低置いてくださいとお願いしているのですが、将来的に、従業員の皆さんいろんなシフトして夜中とか朝とか働く人たちいる中で、1件1件置いてもらうのは会社によっては相当ハードル高いのかなとか思っていて、その辺実情なんかも把握しつつ、少しでも多くの皆さんが放送を聞いてもらうように配置のほうを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、浜本和彦君。

○2番（浜本和彦君） 最後の質問になります。通告に従いまして、伺います。

防災について。防災という大きなくくりですが、今回は停電に特化して伺いたいと思います。去る9月6日発生した胆振東部地震により、長時間にわたり停電になりました。停電により多くの対応が迫られたと思いますが、次の何点か伺います。

1番、長時間停電による最大の問題点は。

2番、停電になったときの準備で想定外があったのか。

3番、対応し切れなかったことは何か。

4番、今回で準備されたものは何か。

5番目、今後準備されなければならないものは。

以上を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの浜本議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目の長時間停電による最大の問題点にはつきましてですが、まず各家庭においてはストーブ、ボイラー、照明、水洗トイレなど生活に必要なものの多くが電気に依存しており、電気がないと日常生活が立ち行かないということ。加えて、近年はオール電化住宅が普及しており、煮炊き、炊飯などもできない状況が発生するという住民の皆さんの日常生活の支障が第一かというふうに思います。また、役場等の行政においても、情報通信機器の停止を初め、役場や事業所としての機能維持のためにはこれらに要する発電機器が必要となっております。さらに、医療面では、点滴や酸素呼吸機器など患者対応や、場合によっては生命維持が困難な状況に直面しております。福祉面でも、食事を初め多くの日常生活や看護が困難な状況が発生したところであります。加えて、道路における信号等の停止にあっては、交通が遮断され、物流が停止する事態が生じておりました。物流の停止によって、ホテルや給食センターの食材を初め、全ての皆さんへの食料供給に支障が生じたところでございます。本町のようなリゾート地にあっては、観光客の皆さんが行き場を失うことも想定されます。また、今般の長期停電においては、停電等に関する情報、復旧等に関する情報等も極めて希薄となり、発電等の電気事業者の方々自体が混乱をしており、意思疎通ができない事態が生じる結果となっております。今般大きな混乱の停電を生んだ最大の要因は、北海道全体が数少ない大規模発電所に依存してきたこと、そしてブラックアウトは起きないという安全神話への依存が最大の原因ではないかというふうに考えております。

2点目の停電になったときの準備で想定外はあったのかについてでございますが、これについて

は大きなものとして2つのことがございました。1つは、町でもガソリン等備蓄を少ししておりましたが、予想以上に停電が長引いたことから、町内事業者からのガソリン供給が敏速に行えないなどの問題が生じました。この件に関しましては、今後災害時においてガソリン等の供給を迅速にさせていただくよう、燃料販売事業者との協定等を交わしたいと考えております。もう一点は、宿泊施設においては食料を一定程度備蓄しているものと考えておりましたが、現状においては調理の原材料等の食料については日々の物流によって納入しており、多くの宿泊施設が備蓄食料を持っていないということがわかりました。今後は、町民の皆さんの避難所開設とあわせて観光客の皆さんに対応する避難所を開設する必要があるものというふうに考えております。

3点目の対応し切れなかったことは何かについてでございますが、町内の施設等の一部に発電機等の設置に時間を要したということがありましたが、建設事業者やリース会社の協力を得て対応させていただいており、対応不能であったという事項についてはなかったのではないかと考えております。

4点目の今回で準備されたものについてでございますが、10月31日の臨時議会でこの件に関しての補正予算を計上させていただきました。内容につきましては、発電機3台、電気を使用しないポータブルストーブを23台、災害時用に準備をさせていただいたところであります。

5点目として、今後準備されなければならないものについては、次年度からの予算の中でコミュニティセンターを含めた発電機の配置や電気を使用しないポータブルストーブ、備蓄食料、毛布等の配置について計画的に整備をしていく予定としてございます。また、緊急用としての移動可能な大型発電機もさらに整備をしてまいりたいと考えております。

今後とも防災対策の強化についてご理解くださいますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 守君） 浜本議員。

○2番（浜本和彦君） ありがとうございます。電気は、今水に次ぐインフラでは一番大切なところではないかと思えます。たまたま私3年前に非常時の対応ということで、そのときも停電について質問させていただいたのですが、そのときに停電になったときどうするかという話を伺ったときにさまざまな答えがありましたけれども、役場庁舎も燃料は20時間ぐらいいはもつだろう。それから、各コミュニティセンター、それから各公共施設、消防庁舎、下水道、それから水道施設、それは徐々に防災計画に沿ってやっていくと。その当時はそれで多分、私も徐々にということで安心していただるところはあるのですけれども、今回このように予想もつかない事態になったわけで、今町長の答弁の中でさまざま今回整備されたもの、それから今後時間をかけてやらなければならないもの。ただ、こういう事故に関してはやはり生命がかかわりますので、今の時点で電源というのは非常に大切な部門だと思いますので、多分今発電機を注文してもすぐ手に入らない状況が続いていると聞いております。それらも含めて、前回3年前に話した状況、今町長の答弁にありましたけれども、どのぐらいの状況で整備されているのか、進捗状況。ダブるかもしれませんが、今後何年かけてどうするということが、そんなに具体的でなくてもいいのですけれども、町民が安心して暮らせるような状況になっているかどうかも含めてご答弁いただければと思います。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） 今の備蓄の状況はどうかという浜本議員のご質問にお答えしたいと思っています。

当時ブラックアウトの時点では、役場の発電機7台と体育館の発電機1台、あと町民センターの発電機1台と上下水道の発電機2台ということで対応させていただいておりましたけれども、町の施設、今回は大型のブラックアウトだったものですから、6台ほど不足していたという状況でありました。この間も10月の補正でさせていただいたように、発電機3台、とりあえず全部一遍にということにはならないものですから、今後リース事業者とも協定を結んだり、徐々に整備に向けていきたいというふうに発電機関係を含めて考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 前回質問いただいて、その後実は移動式の大型発電機も買わせていただいて、それが今回下水道含めて相当威力を発揮させていただいております。小型発電機もあの後からふやしまして、正直言いましてそのこともあって今回ある程度対応できたということがあります。ただし、冬場同じことが起こると各家庭をどうするという問題が当然起きてきますので、その辺も踏まえつつ、なるべく早く体制強化を図っていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（高橋 守君） 浜本議員。

○2番（浜本和彦君） 1点、たしか前にも言ったと思いますけれども、民間業者との提携リース契約も進めていただければ、全部役場でそろえればいいのでしょうかけれども、お金の問題、時間の問題もあるでしょうから、その辺も含めて、民間で使えるところがあるのであれば、そういうものを活用してやっていただければよいお願いして、質問を終わります。

○議長（高橋 守君） これにて一般質問を終わります。

この際、午後3時10分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時08分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第4 請願第2号

○議長（高橋 守君） 日程第4、請願第2号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

竹内産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（竹内正貴君） 去る12月12日、この本会議において当委員会に付託されま

した請願第2号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案は、12月12日、全委員出席のもとに産業建設常任委員会を開催し、慎重審議した結果、願意趣旨を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

なお、委員会で出された意見として、添付されていた意見書（案）の内容には本件趣旨に直接関係のない記述もあることから、意見書提出の際には内容を精査して提出する必要があるとの意見があったことを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 報告が終わりました。

これより請願第2号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案の件を採決します。

本案は、委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決しました。

#### ◎日程第5 議案第8号

○議長（高橋 守君） 日程第5、議案第8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第9号

○議長(高橋 守君) 日程第6、議案第9号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第10号

○議長(高橋 守君) 日程第7、議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第11号

○議長(高橋 守君) 日程第8、議案第11号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

斉藤議員。

○4番(斉藤うめ子君) 議案第11号の一般補正予算、まず2点質問したいと思います。

1点目は、13ページにある総務費、総務管理費の6目に当たる企画費の中の15節工事請負費なのですけれども、光ケーブル移設工事6件分、55万3,000円とあります。お聞きしたかったのは、この費用は会社と個人の関係が支払うものではないかと、これは町が負担するものなののでしょうか。それで、ことしの予算の中に、予算書の中の61ページなのですけれども、総務費の中で光ファイバー網設備電柱等共架料というのが1万3,000円が計上されているのですけれども、お聞きしたいのは、光ファイバーとかケーブルの移設工事というのは個人と業者との関係でするものではないかと思っているのですけれども、こういうものに関しては町が負担して、これからもこういう場合には町が移設とかに全てかかわっていくものなののでしょうか。それ伺いたいと思います。

もう一件は、15ページにあります3款民生費の2項児童福祉費の1目、その中の41万7,000円のうちの29万5,000円の補助費、これは説明はありましたけれども、もう少し詳しく聞きたいのですけれども、私はこれ大変いいことだと思っているのですけれども、年末年始こども会開設運営事業費補助について伺います。これは、子育て支援の一環として民間の方が年末年始に子どもを見るための

費用として補助金がおりのものなのですけれども、そしてそれは子どもを自分たちで預かる費用として伺いましたけれども、その内容についてもう少しお聞きしたいと思っています。これは、新たな子育て支援策ということなのですけれども、非常にいいことだと思っています。それで、この主宰というのは、先ほどちょっと説明があつて、子育てママの会が主宰するということなのですけれども、この中身です。どういう方が子どもを預かるのか、そして何人ぐらまで可能なのか。時期は先ほど12月29日から、1月1日を除き、1月2日から1月6日というふうな説明があつたと思うのですけれども、これは全町の子どもたちが対象になるのか、年齢は何歳ぐらいなのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいなと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 13ページのまず光ケーブルの移設の関係でございます。これについては、北電とニセコ町の契約によってニセコ町が払わなければならないというものでございます。内容については、北電柱にニセコ町が所有している光ケーブルが載っていると、それで北電が北電の理由で例えば電線を老朽化によって取りかえなければならないとか、その先の電気の需要がふえたので、電柱をかえてもっと強い電柱にしなければならないという北電の理由によって北電が取りかえる場合にあつても、光回線を一回おろして、またつけかえるという工事が発生する関係上、契約によって北電都合であつてもこれはニセコ町が払うという契約で実施しているものでございまして、ニセコ町が払うということでございます。

以上です。

（「質問内容根本的に違う」の声あり）

すみません。きちっと質問を理解できていなかったかもしれませんが、ごめんなさい。

○4番（斉藤うめ子君） 課長が答弁してくださっているのですけれども、1つは当初予算のところ、30年の予算のところ、ここに今ないのですけれども、光ファイバーの設置網1万3,000円というのを計上していますよね、ご存じないですか。私なぜ質問するかというと、前にも質問したことがあつたものですから、それでちょっと質問しているのですけれども、そのことと、それからまた今度光ファイバー網の設置に対して6件分とあるのですけれども、これはこういう光ファイバーの設置に関しては個人と北電ですか、の契約でお金をこちらが払ってしていくものかと思つていたのですけれども、そうではなくて、今の説明だと全て北電との契約で、北電に何か支障があつても何があつてもニセコ町が支払うということなのですか。そうしますと、これからはいろいろとそういう人がふえてきた場合に、光ファイバーの設置だとかいろいろなことがふえてくる可能性がありますね、もっともっと。それは全て町が払っておさめるということになるわけですか、移設だとかいろいろなことに関して。それをちょっとお伺ひしたいと思ひました。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） すみません。ちょっと趣旨があれなのですけれども、ニセコはまずIRU契約というのを結んでいて、一般的に都市部ですと光回線で例えばインターネットを活用する等はNTTが持っている光回線に契約を個人がすると。なので、今のこのような補正予算は行政には関係なくて、NTTと光回線を載せている北電との関係ですが、ニセコ町の場合はその光回

線そのものをニセコ町が所有していて、NTTに貸しているということなものですから、北電柱が移設になるとか、北電柱がかわることによって光回線を移動しなければならないときには、それはニセコ町が費用を負担するということになっているということでもよろしいですか。一般的なサービスは、ホームページだとか、ネットを活用したいとかという契約はもちろん個人とNTTなのですが、そもそも回線を持っているのはニセコ町なものですから、ニセコ町の場合はです。なので、このような費用が発生するというところでございます。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） そうしますと、今後さまざまな理由で光ケーブル移設工事が必要になった場合、6件分というのは個人の分の6件分が移設が必要になって、したわけですね。ですから、それに関しては全て町が費用を持つ、個人は一切要らない。今後もそういうふうになっていくわけですか。その辺のところをちょっとお聞きしたい。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 先般の説明のときに今回の補正については全6件分と言っているのですが、ちょっと誤解があったかもしれません。全6カ所というふうに捉えていただければよろしいかと思いますが、個人の契約によってこの6カ所の工事が発生するのではなくて、例えばNTTの北電柱が老朽化して、そもそも取りかえなければならないだとか、先ほど申し上げた理由で北電が老朽化ではなくて、もうちょっと強い電柱にとりかえなければならないような状況が今後6カ所分あるという意味で、個人の契約とは関係のない数字でございます。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） それでは、齊藤議員からありました今回のこども会の関係のほうを答弁したいと思います。

今回のこども会の部分につきましては、あくまでも試行的な試みでやってみるという形でやっております。協力につきましては、説明のとおり子育てママの会の協力を得まして、この協力される方々の中には保育の資格を持った方、またはそれを補助する方等がおられまして、大体3名の方々が保育、こども会に携わるということの計画でございます。内容につきましては、ニセコ町に住まいをしており、近隣の町村に働いている人のお子さん、または町内で働いている方のお子さんということを対象としておりまして、定員は20名を考えております。ただ、20名を募集しておりまして、全て20人が来るかどうかというのはちょっと疑問なところもありまして、実は収支関係で子育てママの会とちょっと協議をしておりまして、大体1人当たりこども会をやる経費につきましては3,000円程度がかかるだろうと、20名が来ますと収入的には6万円あるのですが、全員が来るということも余り考えられないというところから、10名程度の利用者ではないかということ念頭に置いて積算しております。そうしますと大体1日当たり3万円程度の収入がありまして、それに対しまして保育、見ていただける方々の謝礼等を考えますと2万8,000円程度がかかりまして、おやつですとか、雑費ですとか、そういう部分が、収支の面からしますと会場費等まで出ていかないというのが現状ではないかという味方をしております。今回そういうようなことから、町としましては会場費の部分を補助する、またはこれが順当に20名来ればいいのですけれども、10名以下になったり

する場合においては一部運営費の補助も必要かということで、これは実際にやってみて、今後もう少しきちっと精査して補助をしていきたいというふうに考えております。

また、期間の部分でございますけれども、期間につきましては12月31日から1月6日までを予定しておりましたが、元日、1月1日は除くということで現在のところ募集をしております。なお、募集につきましては、ニセコ小学校、こども館、インターナショナルスクール等にチラシを配布しまして、あすまで申し込みを受け付けているという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） もう少しお聞きしたいのですけれども、預かるお子さんの年齢というのは何歳ぐらいからが可能なのか、乳幼児も可能なのか、何歳ぐらいまでを対象に考えているのか、そこがちょっとわからないことと、それから今折内課長10月と言いましたけれども、12月ですね。

（「12月って言った」の声あり）

では、私が間違ったのですか。

それから、なぜ場所としては曾我活性化センターが場所になったのか、もし全町を対象にお子さんを預かるのならば、町民センターのほうが皆さん集まりやすいのかなというふうに思ったのですけれども、それからその点の送迎は結局保護者がするわけですか。時間帯は何時から何時まで開かれているのか、そこをお聞きしたいと思いました。というのは、さっきの通年保育というか、年中保育ではないけれども、こういう時期に、お子さんを忙しい時期に預かっていただくことで助かる人たちはたくさん出てくるのかなと思っていますので、それを補完する意味でもこれからそういうボランティア的というか、でも経費は支払うわけですね、一応は。保育士さんに、もちろん無償ではなくて、1日3,000円とおっしゃいましたか、それは支払うわけですね。その年齢とか聞かせてください。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 一部答弁しなくて、大変申しわけありませんでした。時間帯につきましては、8時30分から午後5時までとしております。面倒を見てもらえる方につきましては、保護者の方もおりますし、ここにお願いをして来ていただけるという方もおります。

それと、範囲でございますけれども、おおむね小学校までということで、乳幼児から小学校6年生までという考え方をしております。

それと、募集に関しましても、先ほど言いましたとおり、ニセコ小学校、こども館、インターナショナルスクールということで全町的なことを考えております。

なぜ活性化センターかというところにつきましては、以前ここで試みをしたことがありまして、活性化センターの構造ですと調理室、畳の部屋、またはフロア、これが一直線に見渡すことができまして、見守りする方が非常に見守りやすいと。町民センター等になりますと仕切られているところもありましたりするものですから、曾我活性化センターが一番ということでお話を伺っております。

費用につきましては、先ほど言いましたとおり、お子さん1人に対して3,000円ということで見て

おります。

保育して見てもらう先生につきましては、資格を持っている方につきましては1日1万円程度、それと補助の方につきましては8,000円程度という計算をさせていただきます。

以上です。

(何事か声あり)

大変申しわけありません。その部分につきましては、保護者の送迎等につきましては私のほうでは詰めてございませんでした。申しわけございません。

○議長(高橋 守君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第12号

○議長(高橋 守君) 日程第9、議案第12号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第13号

○議長(高橋 守君) 日程第10、議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正  
予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第1号

○議長(高橋 守君) 日程第11、発議第1号 ハラスメントのない女性が安心して参画できる議  
会になるよう求める意見書案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める意見書案に反対の立場で討論に参加いたします。

日本において男女の人口は半数ずつとなっていますが、国会を初め、地方議会を見渡して、女性議員が少ないことは否めない事実であります。このたび議員からこのような提案があり、ハラスメントに関して考える機会を得たことは大変ありがたいことと感じています。

さて、ご承知のとおり、地方自治法第99条に規定する普通地方公共団体の議会の意見書提出は、普通地方公共団体の公益に関する事件につき提出ができるとされ、また国と地方議会の関係は主従、指導関係でもありません。この意見書にあるように議会でのハラスメントが横行しているのであれば、それぞれの議会は傍観しているのでしょうか。私は、そうは思いません。私たち議員は、議員の誰かが上げる疑問に感じることに、困っていることなどの声や不都合や、これまでの方法が正しくないとの疑問を感じたとき、議員同士協議して改善することができる組織と確信をしております。この意見書は、みずから改善する道を国に委ね、国の指導がなければ変わらない組織であることをみずから公言していることにもなります。全国の地方議会も、事の大小はあっても同様に不都合を感じたときはそれぞれの議会の力で対応されていることであろうから、それぞれの議会の判断をまっすべきと考えます。

よって、今こうした意見書提出することは適切ではないと考え、反対をいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める意見書案に対する賛成討論を行います。

日本国憲法には、第11条、基本的人権の享有、第13条、個人の尊重と幸福追求権、第14条、法の下での平等、第24条、婚姻と両性の平等が明記されています。これは、男女平等が憲法のもとに保障されていることを意味しています。憲法や制度が整備され、男女平等の理念がうたわれておりながら、実際に男女平等が達成されているとは残念ながら言えません。平等の実現に向けたさまざまな取り組みが国際社会と連動しながら進められてきておりますが、まだまだ達成されずにあります。一方で、少子高齢化や日本の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は非常に重要な問題になっております。こうした状況において、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現は21世紀の日本の社会を決定する最重要課題と位置づけられております。日本は先進国と言われながら、男女平等参画においてあらゆる分野で世界に大きくおくれをとっております。政府は、2020年までに意思決定の場に30%の女性を登用することを目標に掲げております。特に政治分野においては、日本の女性議員率は世界と比べ、193カ国中160位と先進国として最下位を更新し、世界の潮流から著しく後退しています。そうした状況の中で、

その理由の大きな要因が議会におけるハラスメント、いじめ、嫌がらせであることが議会が憲法に保障されている基本的人権を侵していることを意味します。先進国と言われる日本として実に恥ずべき行為と言わなければなりません。ジェンダー平等なくして平和はないと言われていています。この不平等を是正するために議会からあらゆるハラスメントをなくし、ジェンダーイクオリティ、民主的ジェンダー平等の議会文化をつくっていかねばなりません。ジェンダーに配慮した議会になるためには、歴史的に男性優位で設計されてきた議会の制度を改革することが重要です。そのためには、男性議員の協力が欠かせません。自治体の代表機関である議会こそがほかに先駆けてジェンダーに配慮した議会の実現に取り組み、ハラスメントのない議会になることが求められています。日本国民として、また議員は町民の信託を受けた代表者として、憲法を遵守した行動をとるよう求めます。

以上をもって賛成討論といたします。議員として恥ずることのないご審議をお願いいたします。  
○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第1号 ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める意見書案の件を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数です。

よって、ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める意見書案は否決することに決定しました。

#### ◎日程第12 発議第2号

○議長（高橋 守君） 日程第12、発議第2号 ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める要望書案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） まず、ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める要望書に反対の立場で討論に参加いたします。

日本において男女の人口は約半数ずつとなっていますが、国会を初め、地方議会まで見渡して、女性議員が少ないことは否めない事実です。しかし、この要望書にあるように議会でのハラスメントが横行しているのであれば、それぞれの議会は傍観しているのでしょうか。私にはそうは思えません。我々議員も議会報告会のときに提案いただき、遅きに失したと言われるかもしれませんが、事の重大さを鑑み、2回ほど協議し、本日も定例会終了後話し合うことになっています。私たち議員は、疑問に感じることもか困っているという声や、不都合だとか、これまでの方法がもしかして正しくなかったのではということを感じましたら、まず議員同士納得できるまで協議し、改善していくことをすべきであり、私たちはそれができる組織ではないでしょうか。全国にある多くの自治体議会も、事の大小はあっても同様に不都合を感じたときはそれぞれの議会の力で対応されていることでしょうか。それぞれの議会の判断をまつべきであり、もしもニセコ町議会から呼びかけるときがあるとするば、まずみずからが全国に呼びかける体制をつくってから行うべきではないかと考えます。

よって、今こうした要望書を提出することは適切ではないと考え、反対いたします。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める要望書案、この要望書の内容は意見書と全く同じですけれども、提出先が違いますので、改めて賛成討論をさせていただきます。

実に全国3分の1に相当する女性議員たちは、議会のハラスメントに苦しみ続けています。実際には、これ以上の半分に相当する女性議員たちがハラスメントの被害に遭っています。また、その他の多くは、声こそ出しますが、また程度の差こそあれ、何らかのハラスメントの被害に遭っているのが実情です。ことし5月2日、UN Women、国連女性機関は、セクシュアルハラスメントやその他の形態の差別に関するステートメント、声明を発表しました。その声明文の一部を読み上げさせていただきます。権威ある地位は男性によって占められており、女性は攻撃的な男性のハラスメントを黙って受け入れることを当然とされてきました。そうしたことが各種のハラスメントを増長させてきました。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを主導する国連機関として、女性に対する暴力は男女の構造的な不平等のあらわれだと考えます。女性に対する暴力を根絶することは、私たちの使命であり、仕事の中核です。UN Women、国連女性機関は、このような暴力を防ぎ、対応して、また女性たちの声に耳を傾け、社会を見詰め、女性にとってよりよい社会をつくっていくための行動を進めます。

議会こそ男女のバランスのとれた参加を求められる場であり、政治生活のあらゆる面に女性が関与することは、より平等な社会、より強力で代表性の高い民主主義を生み出すものであると言えます。女性の十分かつ平等な参加がなければ民主主義ではないとする政策的立場をとるIPU、列国議会同盟にとって、ジェンダーの平等は当然の目的であると言えます。ハラスメントのない女性が

安心して参画できる議会になるよう求める要望書を全国都道府県議会議長会会長、全国市議会議長会会長、全国町村議会議長会会長に提出し、各自治体議会会議規則に人権侵害、差別的言動をしてはならない旨の項目を追加するよう議長会としての見解を示し、全ての議員や議会関係者があらゆる形態での差別やハラスメント、いじめや嫌がらせのない環境で仕事ができるよう、行動規範を定め、ジェンダーに配慮した議会への認識を深めるための勉強会、研修会、セミナーなどを行うことを要望します。

以上をもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号 ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める要望書案の件を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数です。

よって、ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める要望書案は原案を否決することに決しました。

### ◎日程第13 発議第3号

○議長（高橋 守君） 日程第13、発議第3号 国保の抜本的改革を求める意見書案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号 国保の抜本的改革を求める意見書案の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議員派遣の件について

○議長(高橋 守君) 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時52分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長(高橋 守君) 先ほど竹内正貴議員から意見案第5号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書の件及び総務常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出についての件の2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第5号について日程に追加し、追加日程第16及び総務常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第17として議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第5号及び総務常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出についての2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### ◎日程第16 意見案第5号

○議長(高橋 守君) 日程第16、意見案第5号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

竹内正貴君。

○5番(竹内正貴君) 先ほど提出いたしました2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案につきまして、先ほど申しましたとおり、委員会として採択し、提出するものであります。この中で一부분趣旨に直接関連のない記述を削除し、意見として申し添えるところがあった点を含め、内容を読み上げ、説明といたしたいと思います。

2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書。

安部晋三首相が来年10月から消費税率を8%から10%への引き上げを強行しようとしています。2014年に8%へ増税した際、「増税の影響は一時的」と言っていましたが、増税と年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、物価上昇のもとで、実質賃金は増税前から大きく落ち込み、4年たっても回復せず、深刻な消費不況を招いています。自治体財政も消費税が大きく圧迫しています。こうした状況下で、再び5兆円もの大增税を強行すれば、消費はますます冷え込み、日本経済に多大な悪影響を及ぼすことは明らかです。

加えて税率引き上げと同時に実施が予定されている「軽減税率」は大きな問題があります。飲食料品は、持ち帰れば8%、店内で食べれば10%と線引きがわかりづらく、外食や中小零細業者に負担をかけるだけです。キャッシュレス化を拡大しようとする、クレジットカード等で買い物をすればポイント還元するという制度も大変問題がありますし、そうした決済を利用しない高齢者などには何の恩恵もありません。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く逆進性が強まるのは、財務大臣も認めています。貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正し、不要不急の大型公共工事を止め、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で個人消費を増やす経済政策をとるべきです。

よって、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に打撃的な影響を与える2019年10月からの増税を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月19日、虻田郡ニセコ町議会議長、高橋守。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

◎会議時間の延長

○議長（高橋 守君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎日程第16 意見案第5号（続行）

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第5号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第5号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（高橋 守君） 日程第17、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

総務常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。  
これにて平成30年第8回ニセコ町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 齊 藤 うめ子 (自 署)

署 名 議 員 竹 内 正 貴 (自 署)